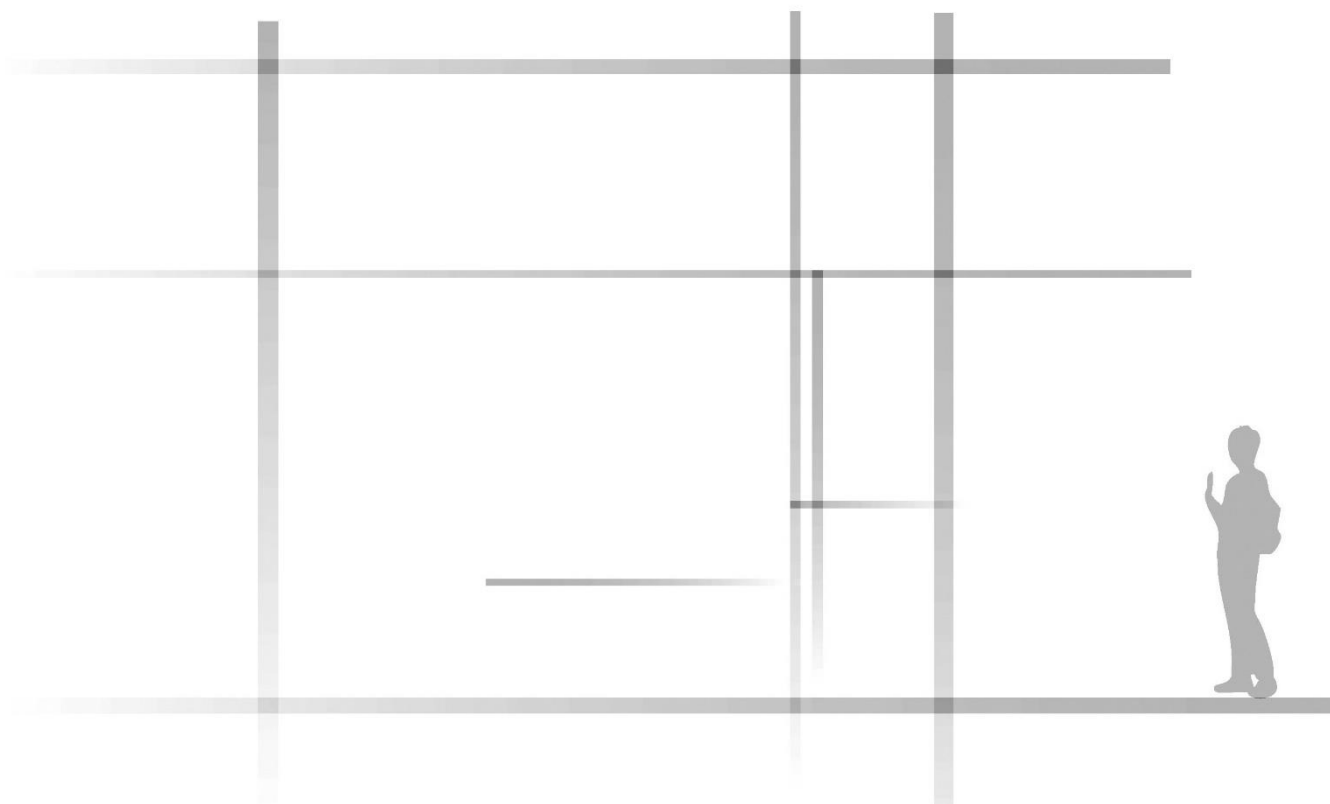


平成30年度のアンケート調査結果について



乗務員アンケート調査の結果

- ① 乗務員アンケート調査がマナー向上のきっかけになっている。
- ② 乗務員マナーの向上には、利用者の意識が大きく影響している。
- ③ 乗務員自身がルールを知ることが大事になっている。
- ④ 乗務員が他の乗務員のマナー違反に厳しい目を持ったり、困ったりしている。
- ⑤ 乗務員個人だけでなく、会社にも目が向けられている。
- ⑥ 外国人利用者に配慮した取組みが望まれている。

まとめ

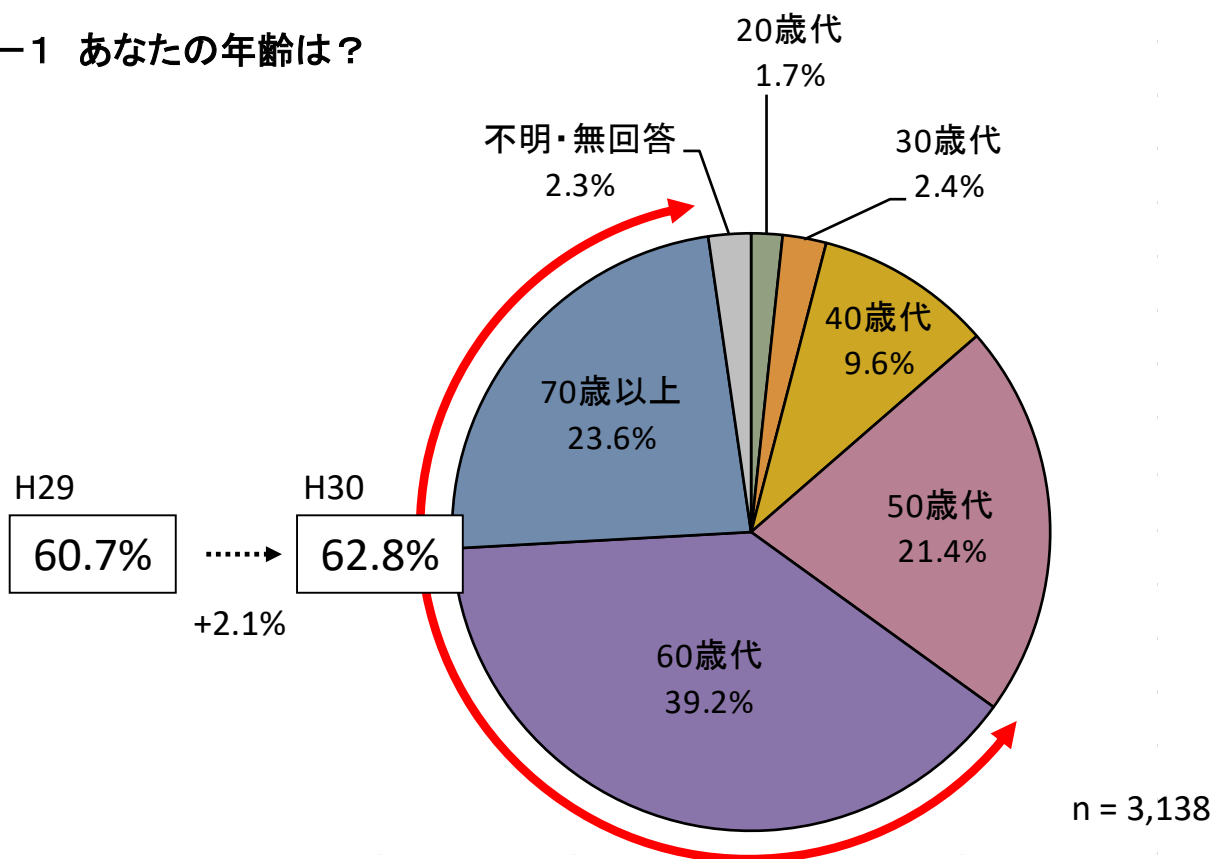
- ・ マナー向上の取組は継続的に行っていくことが重要。
- ・ ルールを知らない、マナーを守っていない乗務員に対して、
個人だけでなく、関係団体(所属する企業)からの働きかけが必要。
- ・ 引き続き、利用者への取組の継続が必要。その際、外国人利用者にも訴えかけを行う取組とすることが求められる。

乗務員アンケート調査の結果

年齢と乗務歴

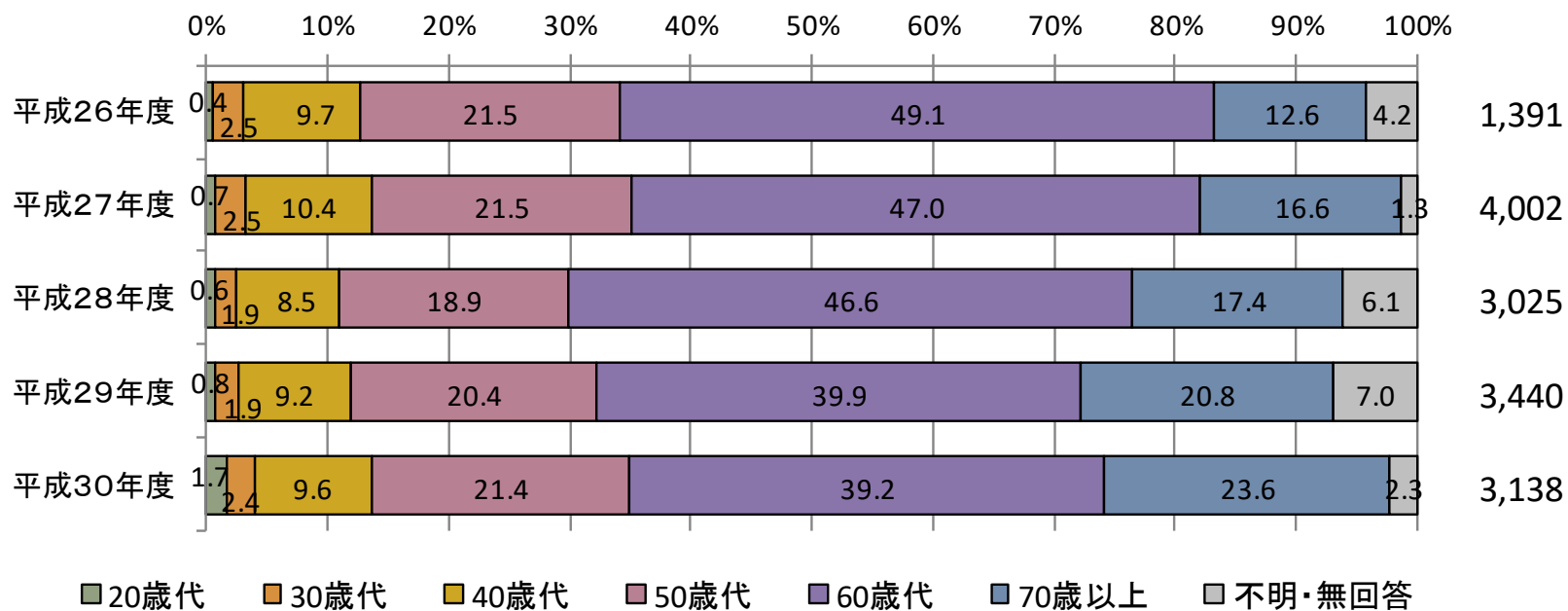
設問①ー1 あなたの年齢は？

＜年齢＞



- ・ 60歳代が約4割, 60歳以上が約6割を占めている。

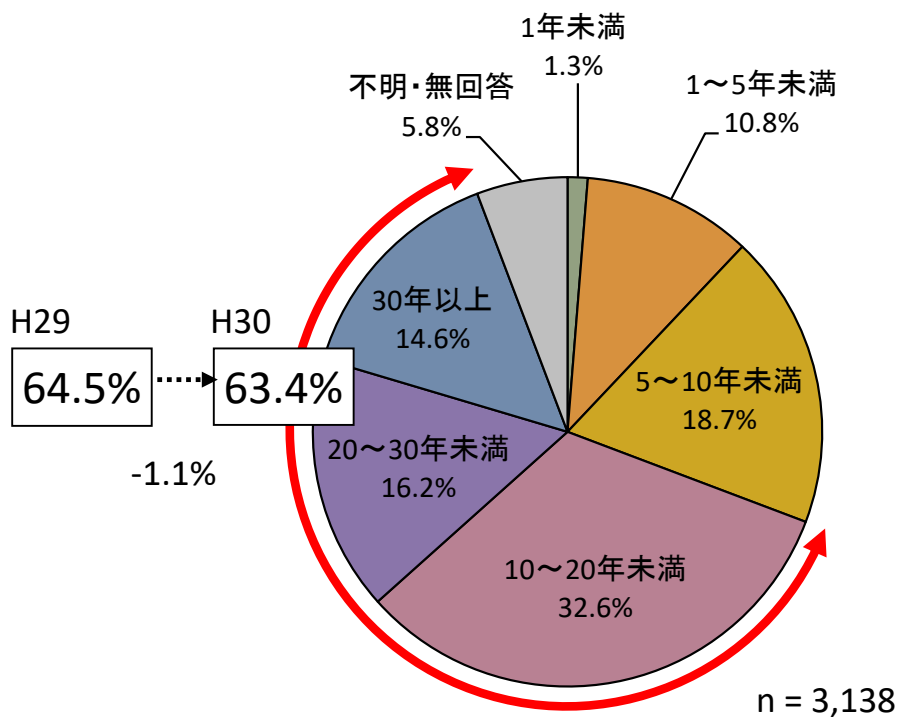
＜経年変化＞



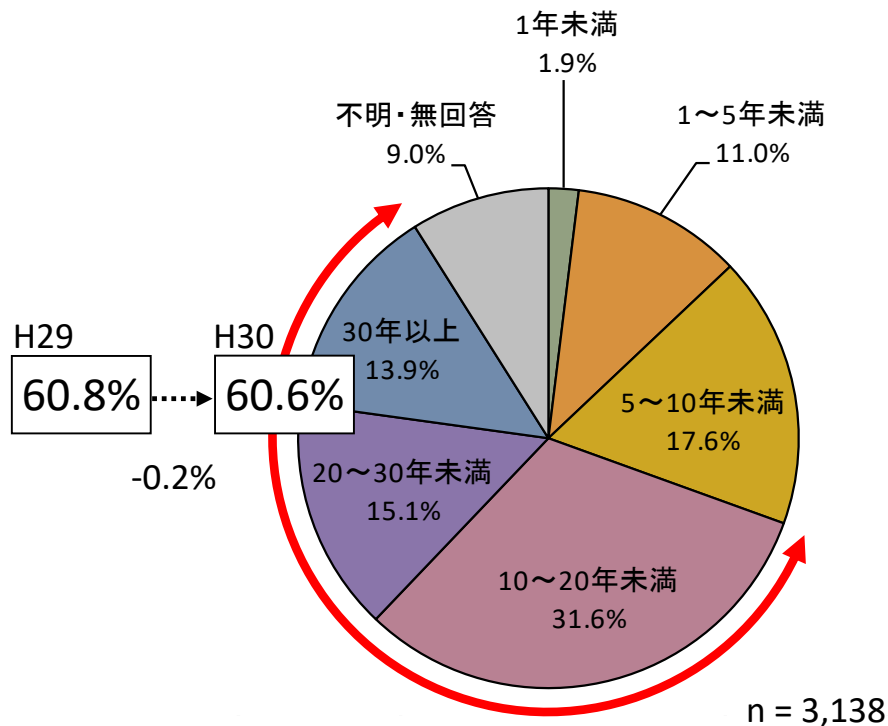
・ 70歳以上の伸び率が高くなってきている。(平成26～30年度で11%増加)

設問①ー2 あなたのタクシー乗務員歴は何年ですか？
また、そのうち京都市域での活動は何年ですか？

〈タクシー乗務員歴〉

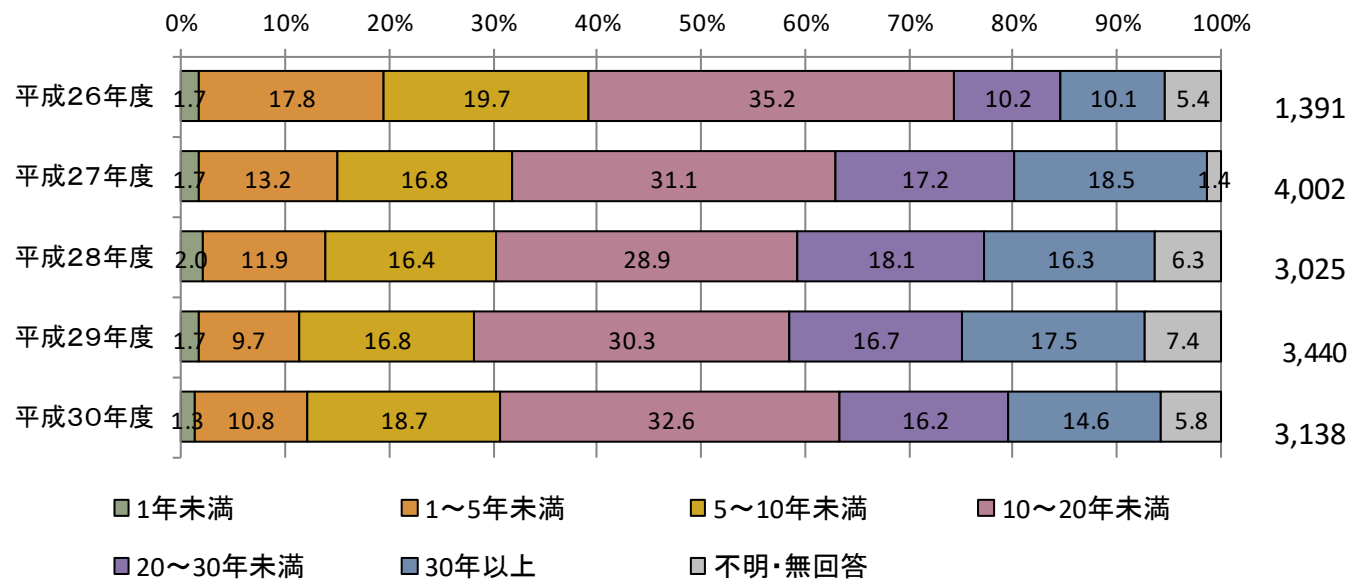


〈京都市での乗務員歴〉

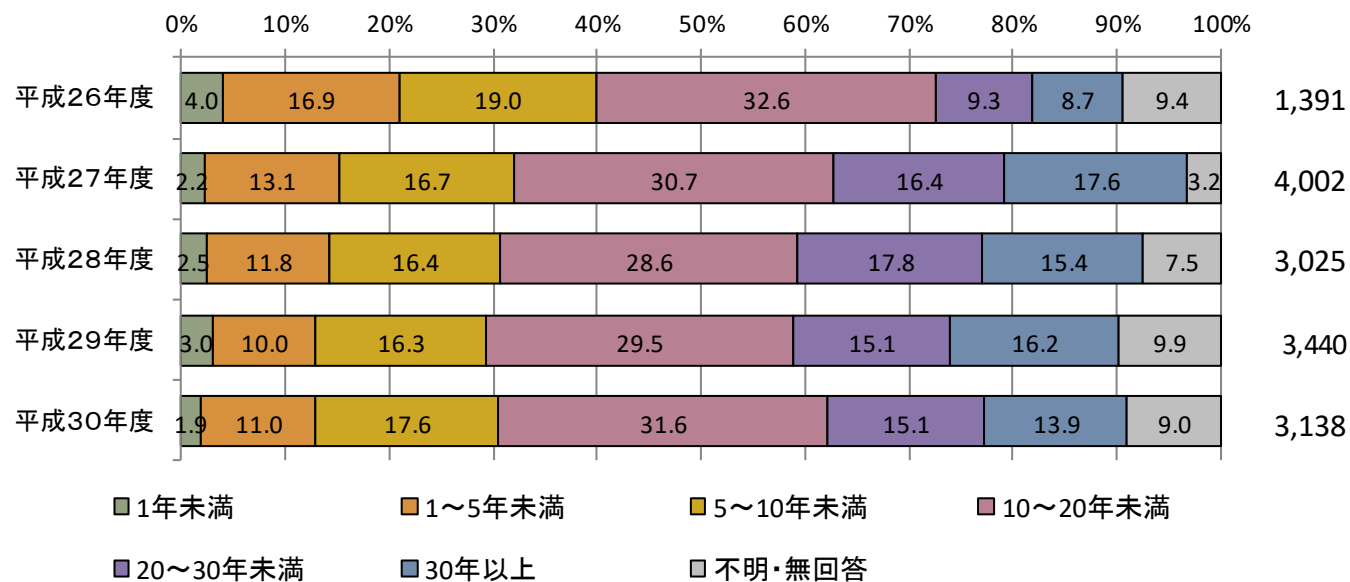


- ・ タクシー乗務員歴が10年以上の方が約6割
- ・ 京都市で10年以上活動している方が約6割

<経年変化(タクシー乗務員歴)>



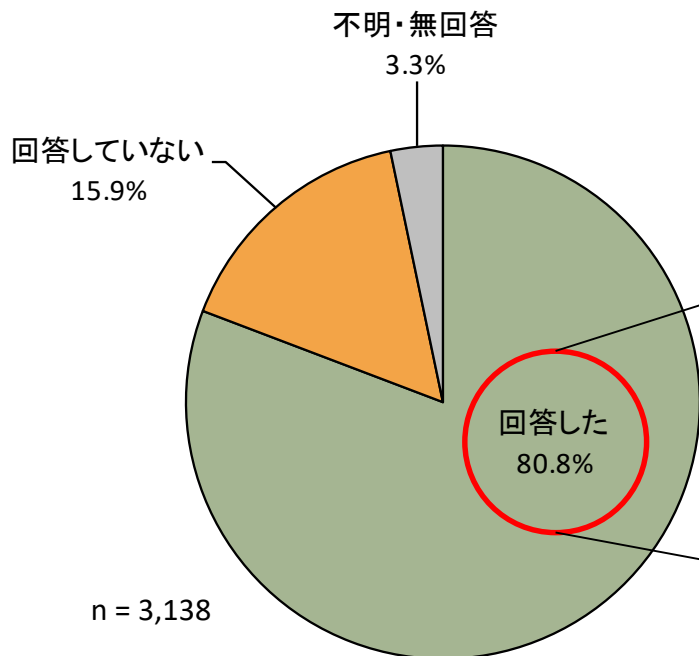
<経年変化(京都市での乗務員歴)>



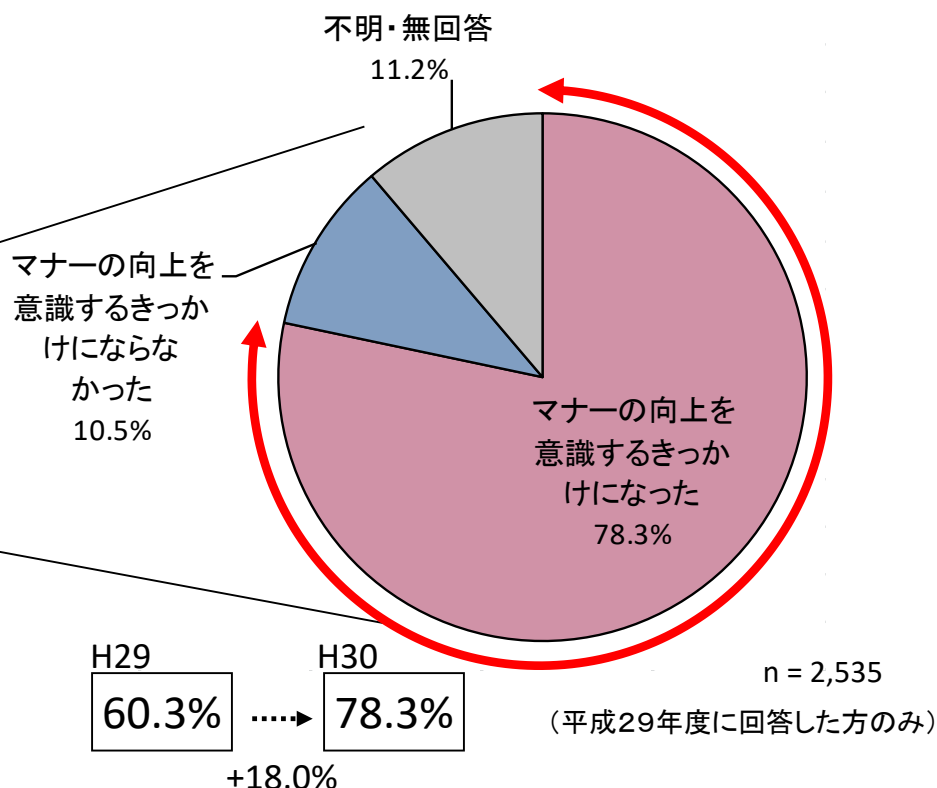
アンケートによるマナー向上意識への影響

設問①ー3 昨年度(平成30年2月)に実施したアンケートにご回答いただけましたか？

＜平成29年度アンケートの回答割合＞

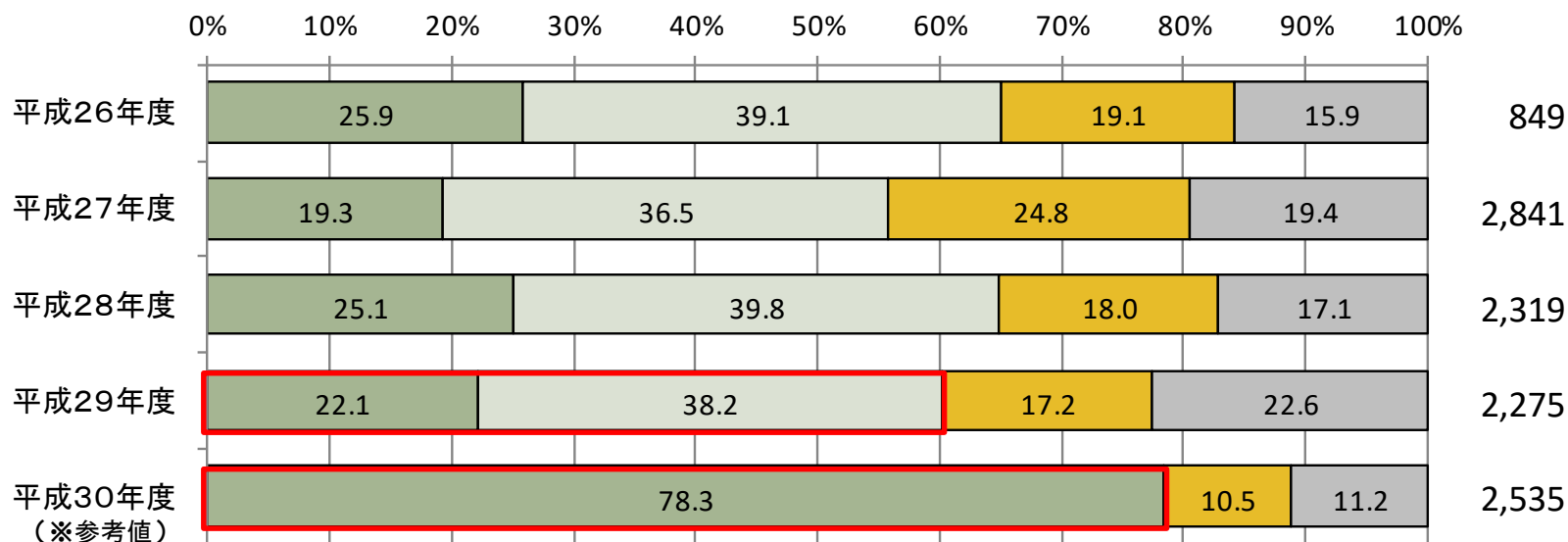


＜平成30年度回答者のマナー向上意識＞



- ・ 昨年度のアンケートが「マナーの向上を意識するきっかけになった」とする方が約8割（平成30年度のアンケート実施時に回答の選択肢を4つから3つへ変更したため、本設問に対する回答結果は参考値として扱う。）

<経年変化(前年度回答した方のみ)>



平成26年度～平成29年度

- マナーの向上を意識する上で重要なきっかけになった
- マナーの向上を意識する上で少なからずきっかけになった
- 特に何も感じていない
- 不明・無回答

平成30年度

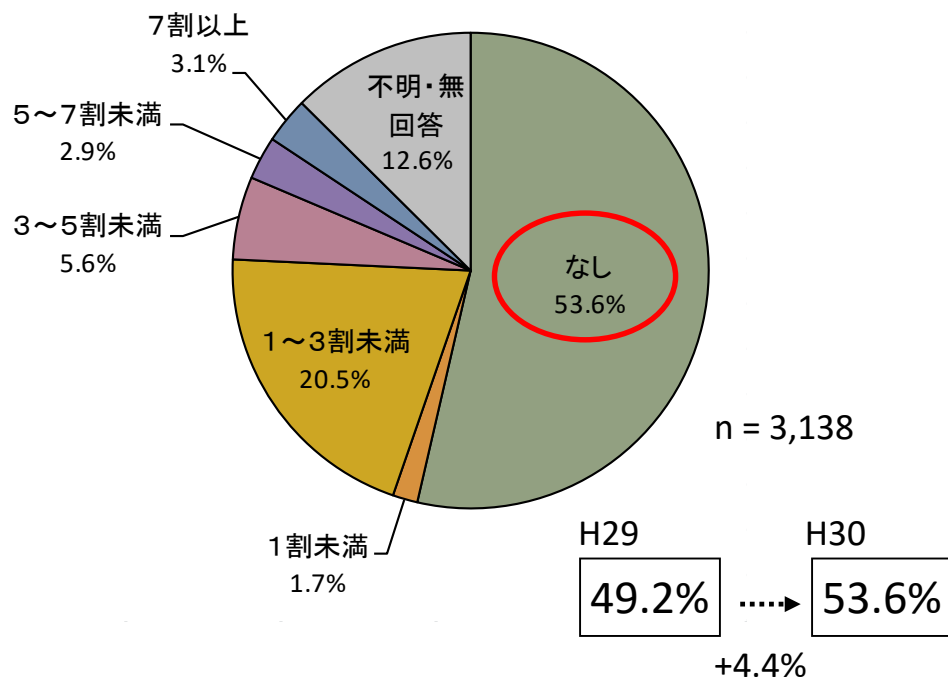
- マナーの向上を意識するきっかけになった
- マナーの向上を意識するきっかけにならなかった
- 不明・無回答

- ・ 昨年度に比べ、「マナーの向上を意識するきっかけになった」人の割合は、18%増加しているものの、選択肢変更の影響が大きいいため、参考値として取り扱います。(令和元年度の調査時には従来の選択肢で実施)

「タクシー乗り場以外での客待ち」割合

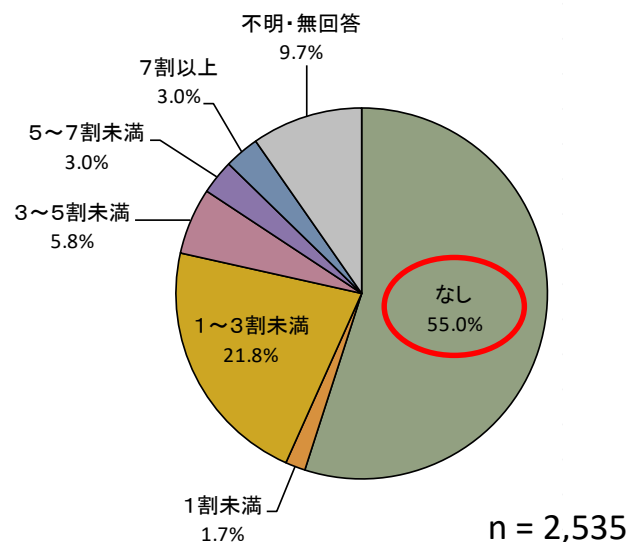
設問②ー1 タクシー乗り場以外で客待ちを行うことはありますか？

＜平成30年度＞

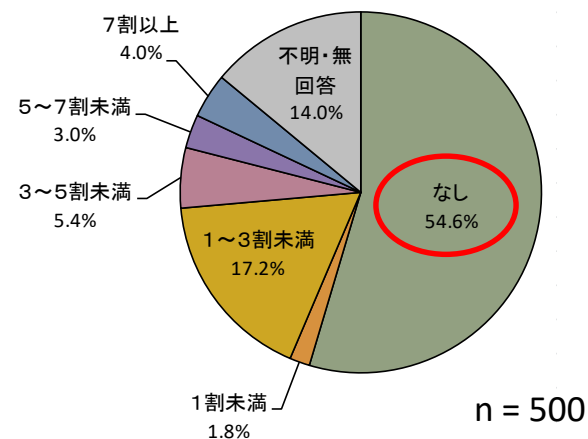


- ・「タクシー乗り場以外での客待ち」をしない乗務員は5割を超えている。
- ・平成29年度に「回答した方」と「回答していない方」を比べると「回答した方」の方が「タクシー乗り場以外で客待ちを」をしないと答えている割合が高い(0.4%の差)

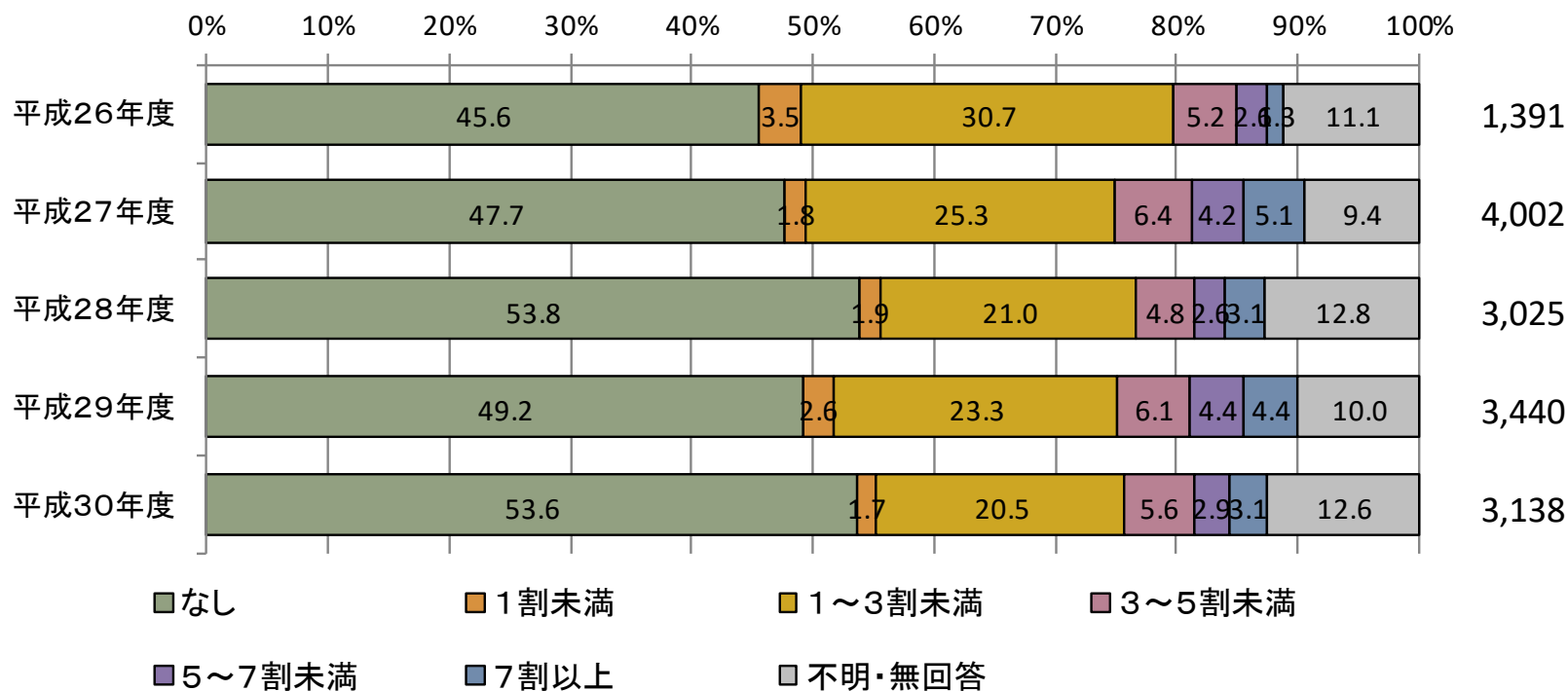
＜平成29年度に回答した方＞



＜平成29年度に回答していない方＞



＜経年変化＞

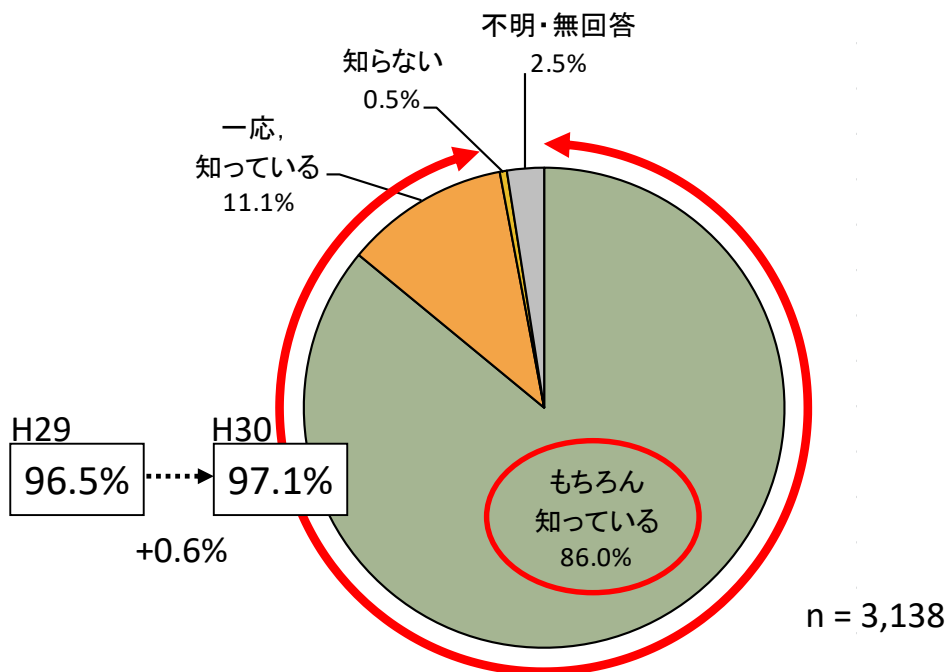


・「タクシー乗り場以外での客待ち」をしない乗務員の割合は、おおむね5割程度で推移している。

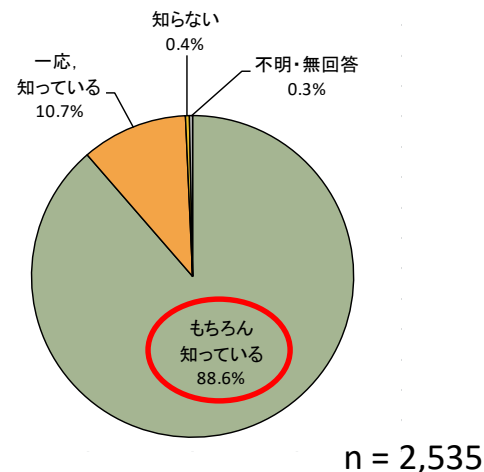
道路交通法の認識

設問②ー2 交差点内やバス停前での乗降やタクシー乗り場以外での客待ちは、道路交通法上「違法」であることはご存知でしたか？

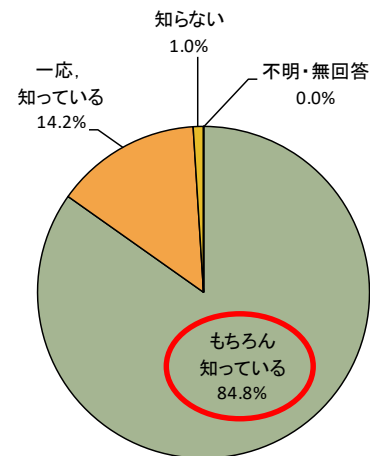
〈平成30年度〉



〈平成29年度に回答した方〉

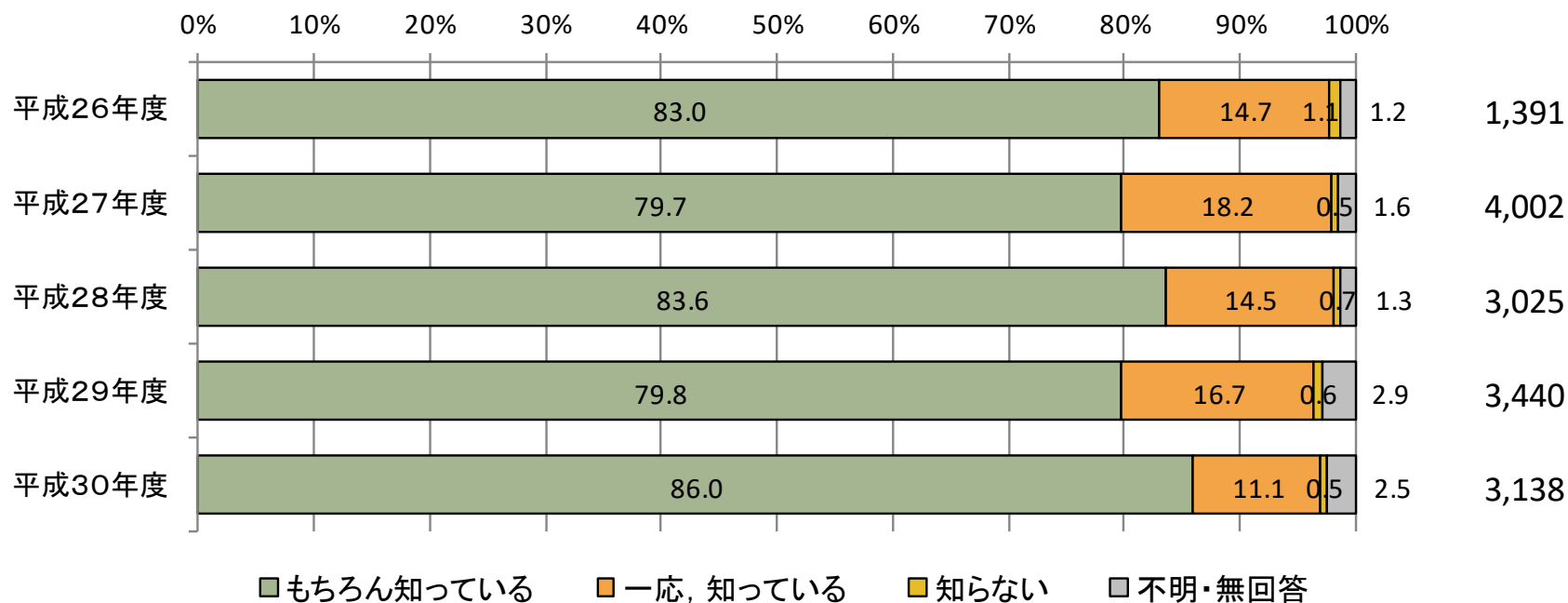


〈平成29年度に回答していない方〉



- ・ 違法な客待ちについて、ほとんどの乗務員の方が認識している。
- ・ 平成29年度に「回答した方」と「回答していない方」を比べると、「回答した方」の方が道路交通法を認識している割合が高い。(3. 8%の差)

〈経年変化〉

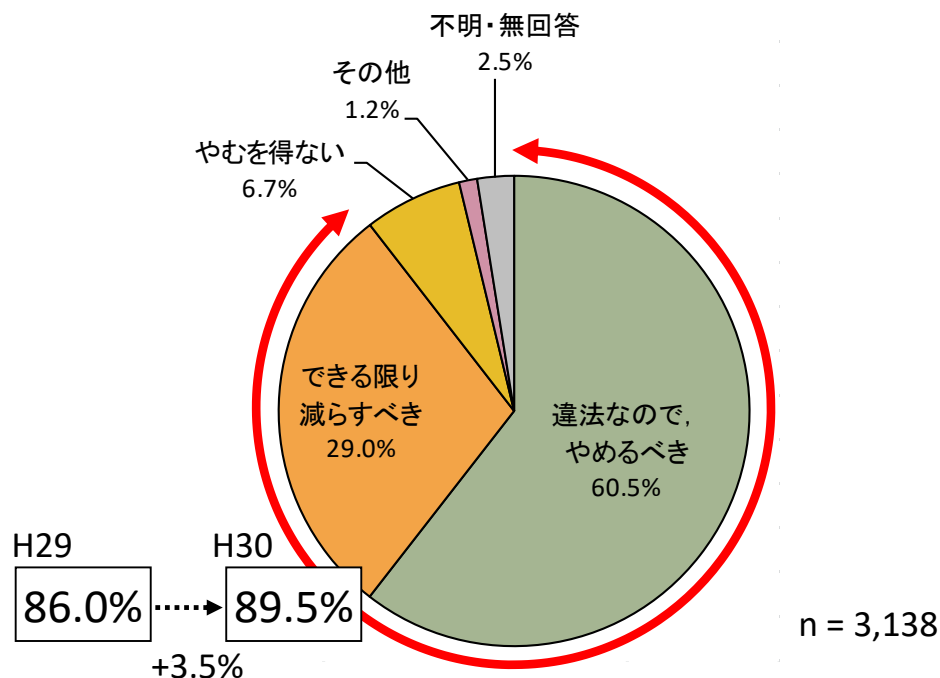


- ・ 道路交通法の認識については、「もちろん知っている」乗務員の割合は、おおむね8割程度。

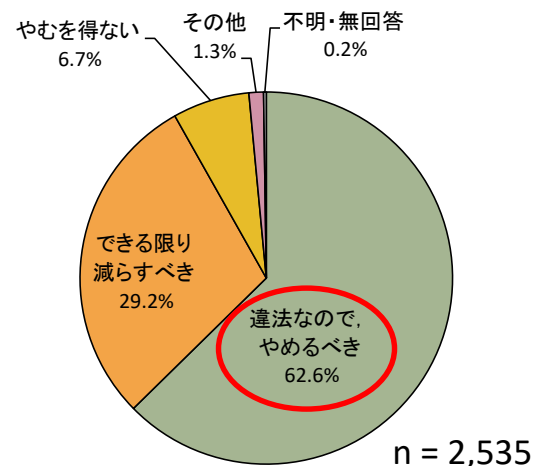
他の乗務員のマナーについて

設問②ー3 他の乗務員が「交差点内やバス停前での乗降」「タクシー乗り場以外での客待ち」を行っているのを見て、どのように感じますか？

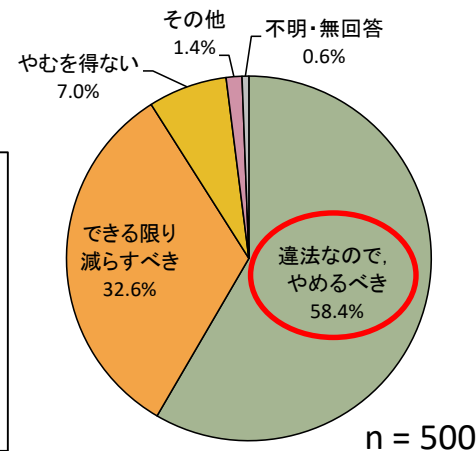
〈平成30年度〉



〈平成29年度に回答した方〉



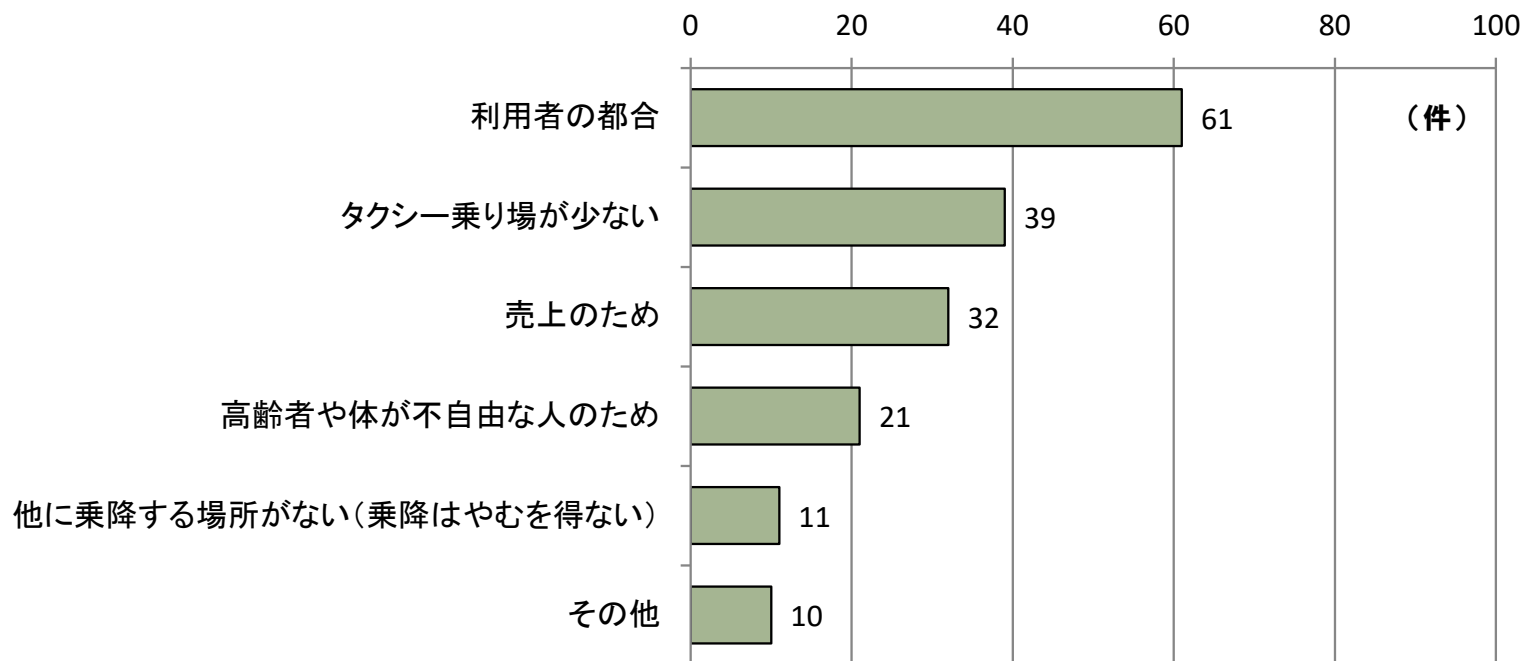
〈平成29年度に回答していない方〉



- 他者のマナー違反に対しては、約9割が「やめるべき」、「減らすべき」としている。
- 平成29年度に「回答した方」と「回答していない方」を比べると、「回答した方」の方が、他者のマナー違反に対して、「違法なので、やめるべき」と強い意識を持っている割合が高い。(4.2%の差)

＜他の乗務員がマナーを遵守しないことを「やむを得ない」と回答した理由＞

（自由記述）

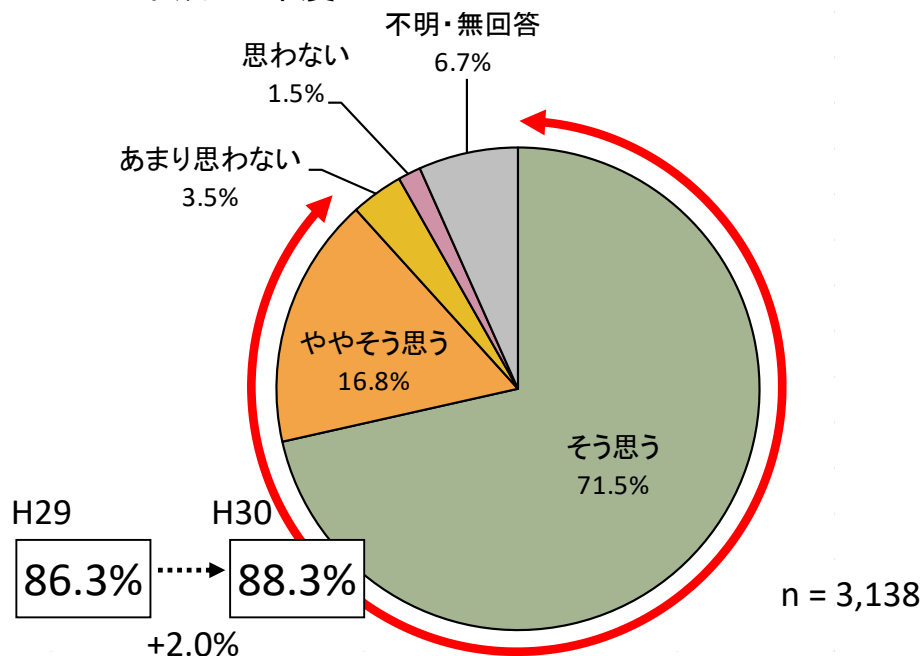


マナー向上への意識

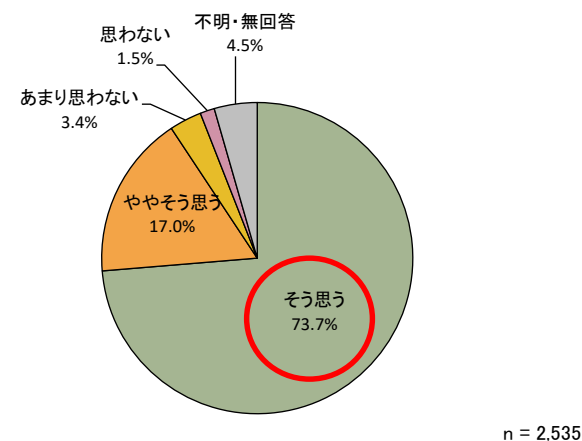
設問③－1 乗客アンケート調査の結果によると、多くの方が「今後、交差点でタクシーの乗り降りをしてないようにしよう」「今後、タクシー乗り場以外の場所で客待ちをしているタクシーは使わないようにしよう」と考えています。ご覧になられて、あなたもマナー向上に努めようと思いますか？

(参考) H29年度利用者アンケートの結果: 交差点内の乗降等をしないようにしようと思う人が約8割
違法な客待ちタクシーの利用をしないようにしようと思う人が約7割

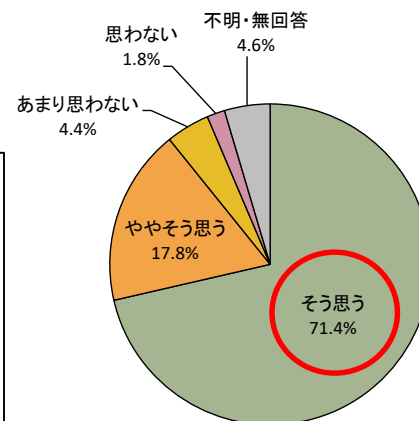
〈平成30年度〉



〈平成29年度に回答した方〉

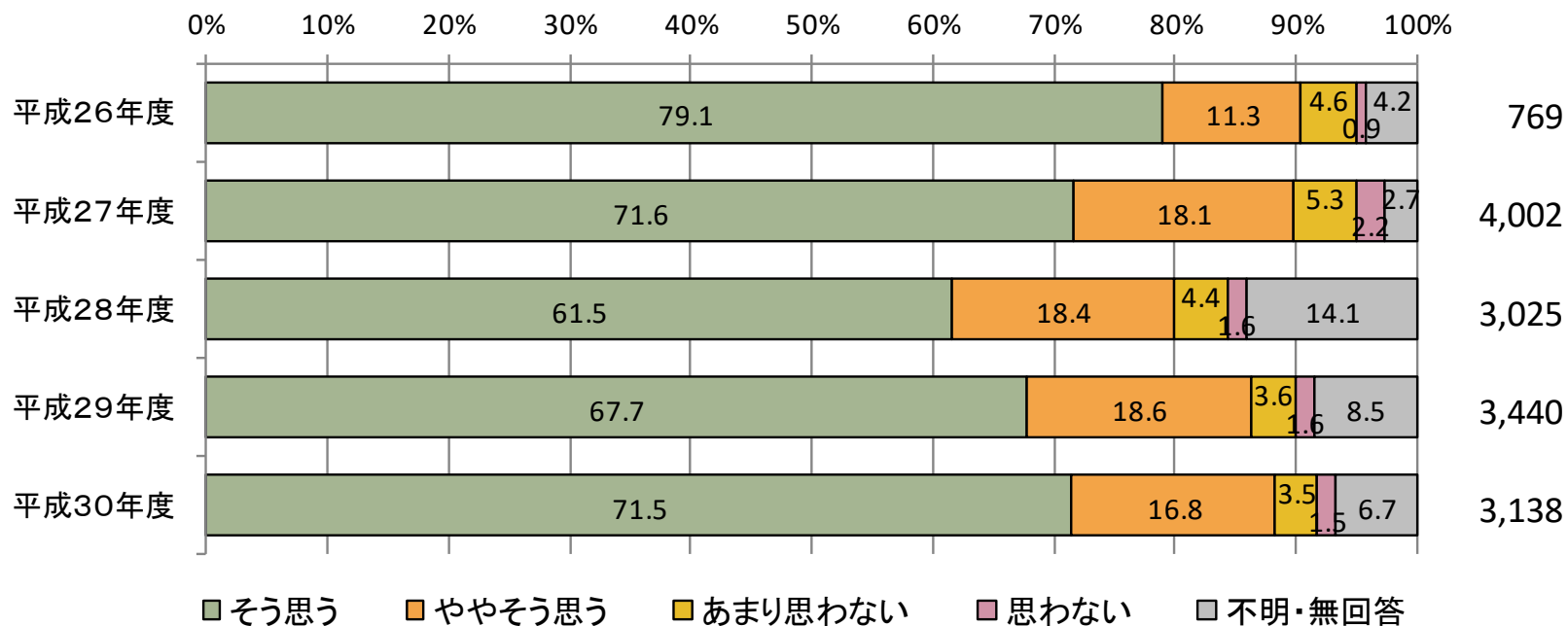


〈平成29年度に回答していない方〉



- ・利用者アンケートの結果を見て、マナー向上に努めようと思う乗務員が約9割
- ・平成29年度に「回答した方」のほうが、「回答していない方」に比べ、マナー向上に努めることに対して、「そう思う」と回答した方の割合が高い結果となっている。(2.3%の差)

＜経年変化＞

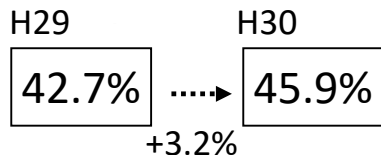
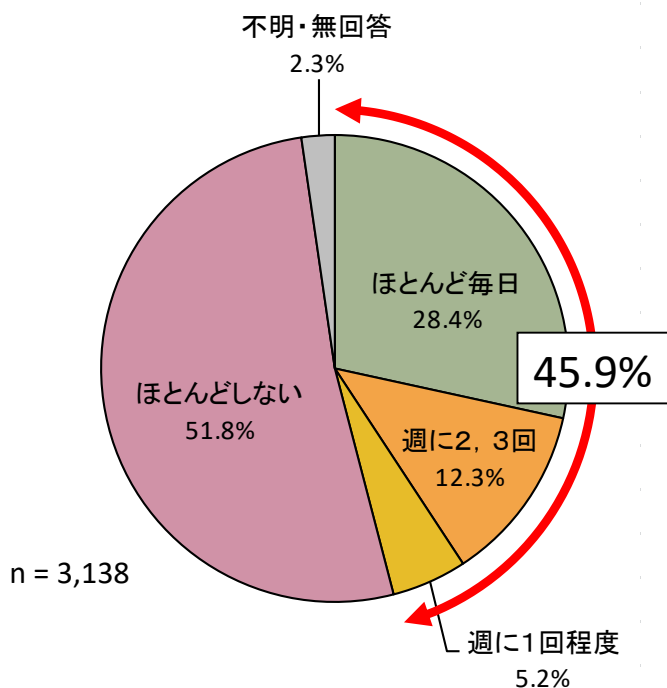


- ・ 利用者アンケートの結果を知って、おおむね8割以上の乗務員がマナー向上に努めようとしている。

四条通での活動状況とルールの認知状況

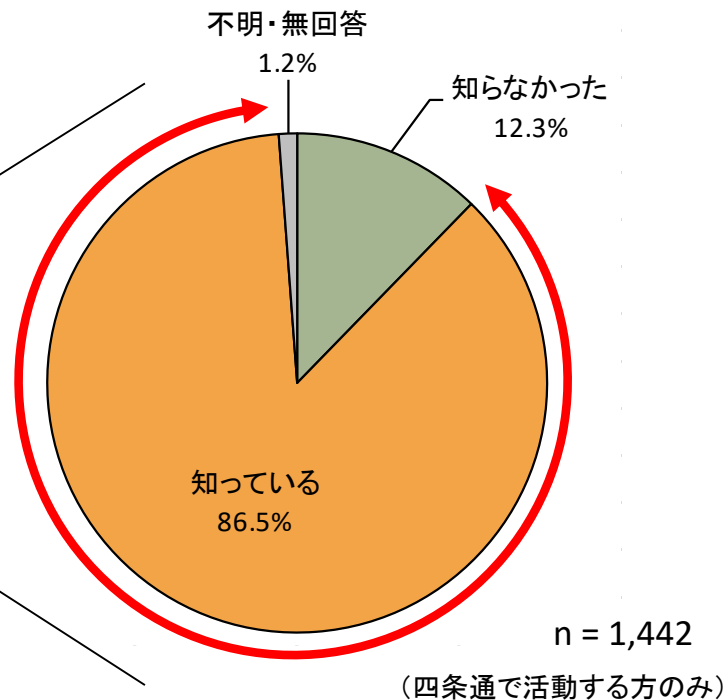
設問④－１ 普段、四条通(烏丸通～川端通間)で、
どれくらい営業活動(客待ちや流し)を
していますか？

〈四条通での活動頻度〉



設問④－２ 現在、四条通では、客待ちはタクシー乗
り場で、乗客の乗降は沿道アクセス
スペースを利用するようお願いしています。
利用ルールは知っていましたか？

〈四条通の駐停車に関するルールの認知度〉



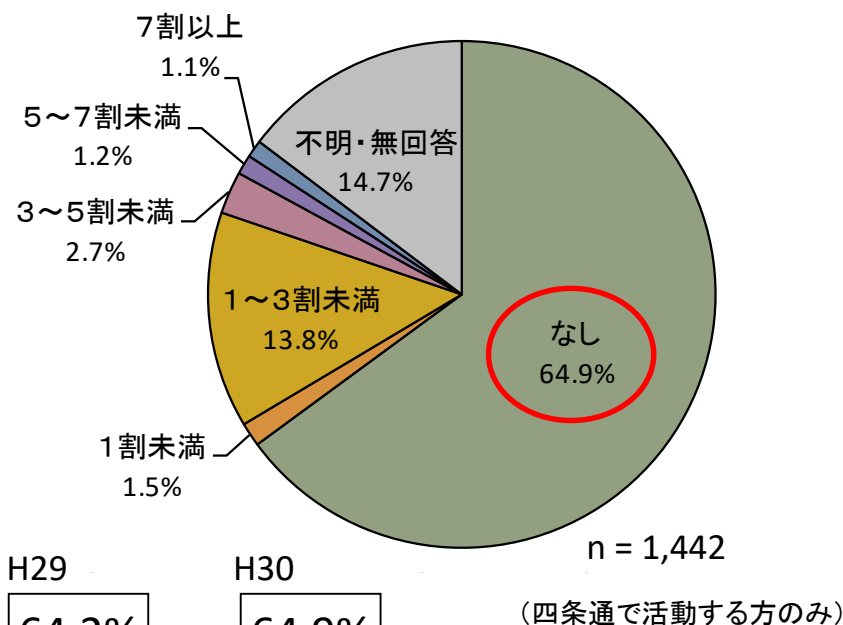
- 四条通で活動する方の約9割が、四条通の駐停車に関するルールを認識

四条通での駐停車マナーについて

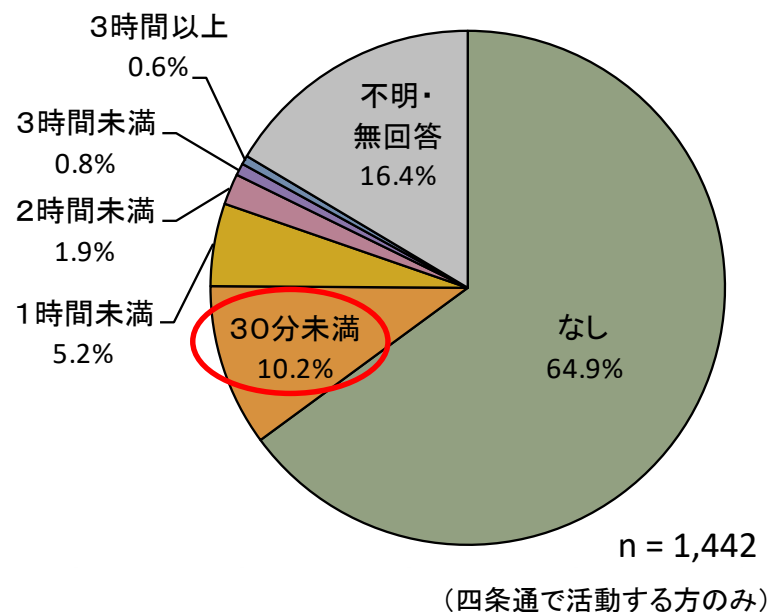
設問④ー3 タクシー乗り場以外で客待ちすることはどれくらいありますか？

1日の四条通での客待ち時間のうち、____割程度、タクシー乗り場以外で客待ちをしている。
時間によると、____分／日程度、利用している。

〈タクシー乗り場以外での客待ちの割合〉



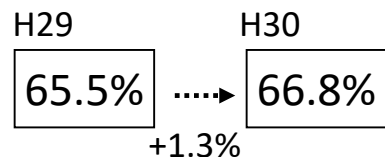
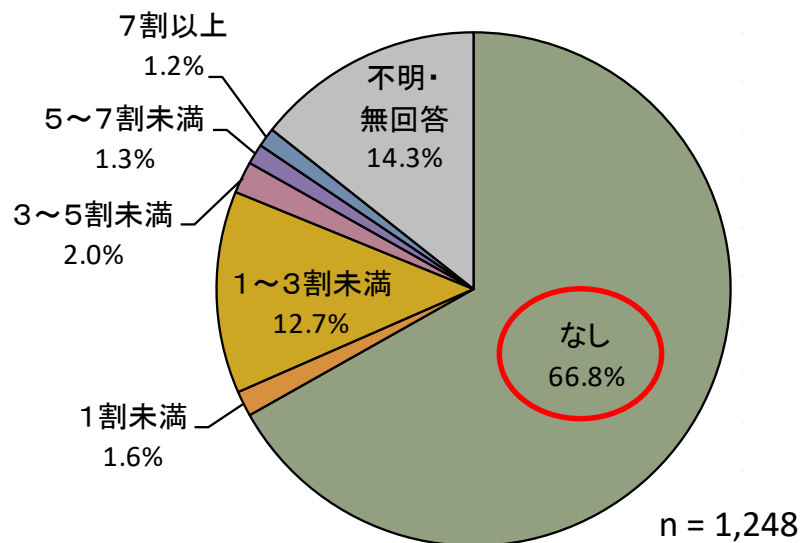
〈タクシー乗り場以外での客待ち時間〉



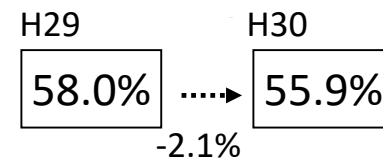
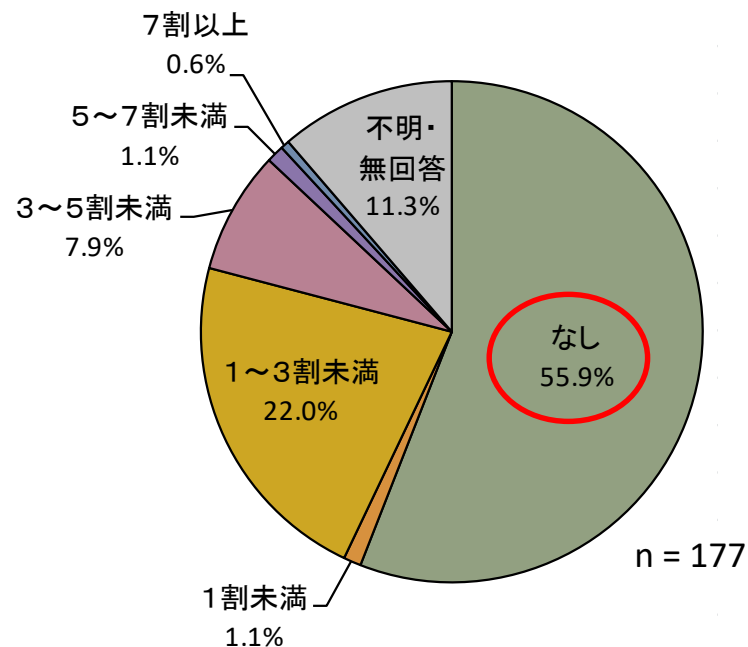
- ・ 6割以上が「タクシー乗り場以外での客待ち」をしないと回答
- ・ 「タクシー乗り場以外での客待ち」をする乗務員は、1日あたり「30分未満」が最も多く約1割

設問④ー3 【追加分析】タクシー乗り場以外で客待ちすることはどれくらいありますか？
 （四条通のルールを「知っている人」と「知らなかった人」との違い）

〈四条通のルールを**知っている**人〉



〈四条通のルールを**知らなかった**人〉



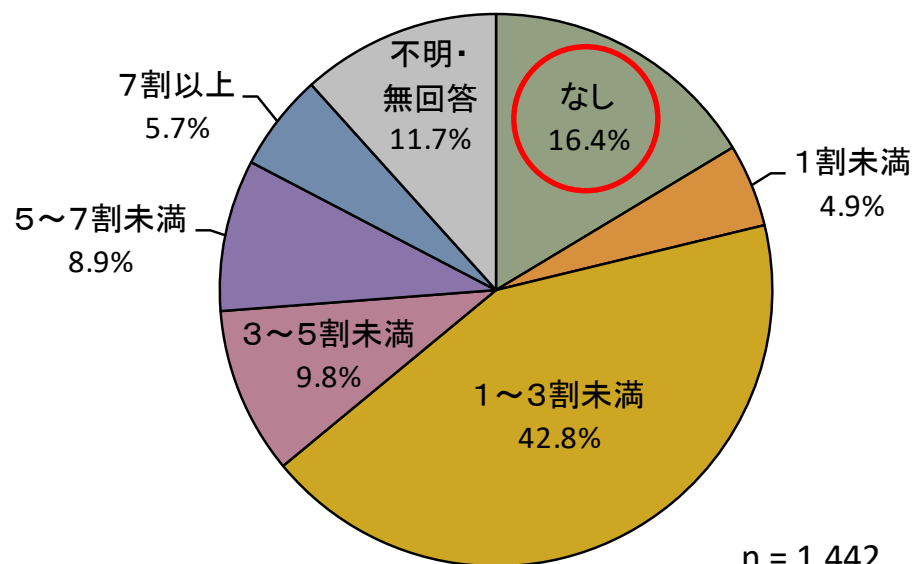
- ・ 四条通のルールを知っている乗務員の方が「タクシー乗り場以外での客待ち」をしない率が10.9%も高い。

四条通での客待ち・乗降の状況(沿道アクセススペース以外での乗降)

設問④ー4 定められた停車場所(沿道アクセススペースやタクシー乗り場)以外で乗客の乗降をさせることはどれくらいありますか？

割合にして、___割程度は、定められた停車場所(沿道アクセススペース等)以外で乗降させている。これらの乗降にかかる時間は___分／日程度、利用している。

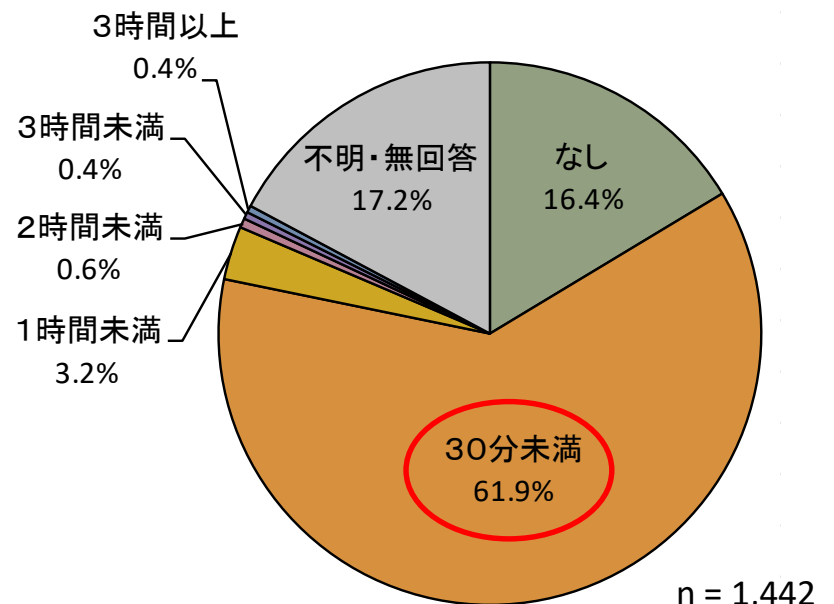
〈定められた場所以外での乗降〉



n = 1,442

(四条通で活動する方のみ)

〈定められた場所以外で乗降する時間〉



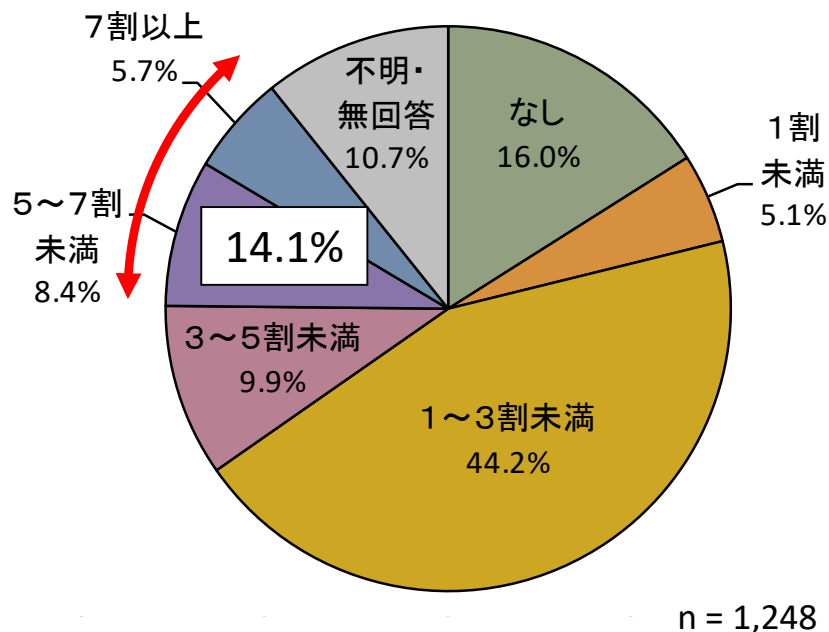
n = 1,442

(四条通で活動する方のみ)

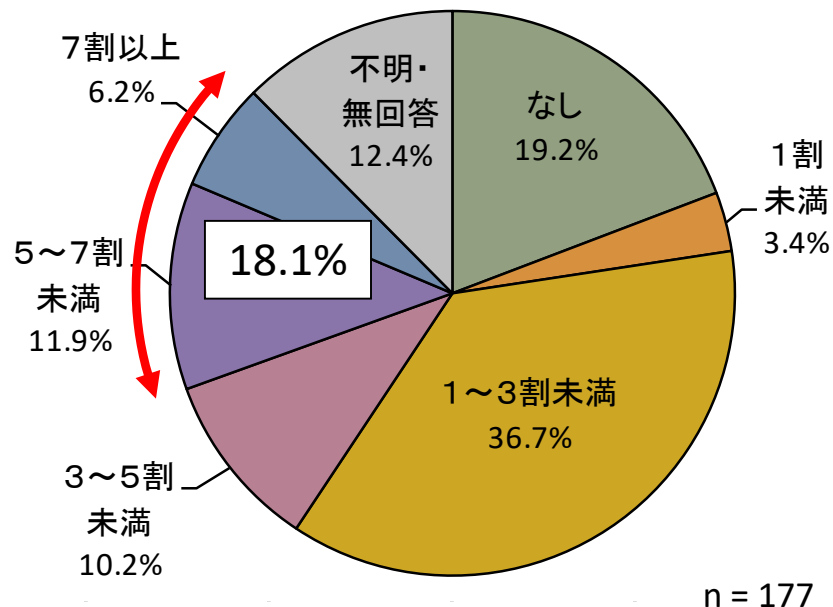
- ・「定められた場所以外での乗降」は、「なし」の回答が2割未満
- ・「定められた場所以外での乗降にかかる時間」は、1日あたり「30分未満」が約6割

設問④ー4 【追加分析】定められた停車場所(沿道アクセススペースやタクシー乗り場)以外で乗客の乗降をさせることはどれくらいありますか？
(四条通のルールを「知っている人」と「知らなかった人」との違い)

〈四条通のルールを**知っている**人〉



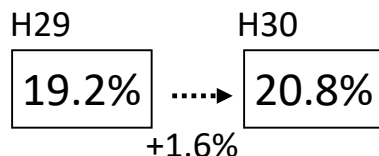
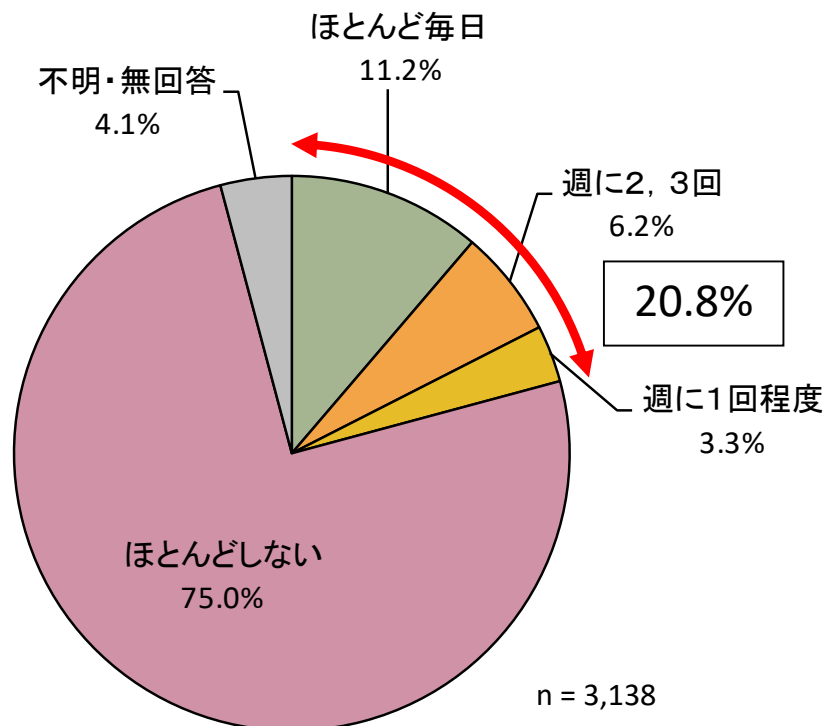
〈四条通のルールを**知らなかった**人〉



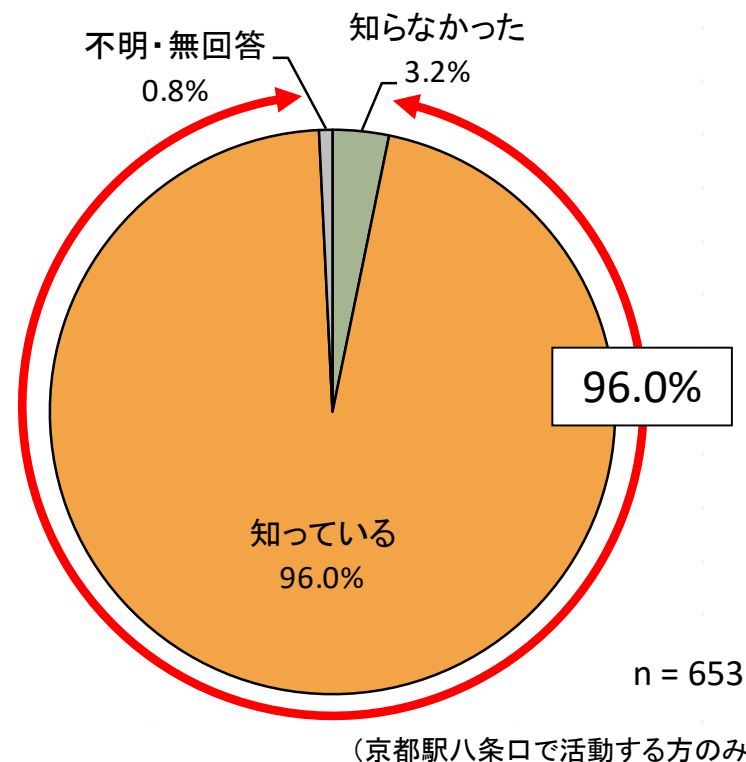
- ルールを知らない人の方が、日常的にマナー違反となる乗客の乗降を行っている割合が高くなっている。

京都駅八条口での活動状況と運用方法の認知状況

設問⑤-1 普段、京都駅八条口で、どれくらい営業活動(客待ち)をしていますか？



設問⑤-3 京都駅八条口での「タクシー降り場」での客乗せ行為は禁止されています。ご存知でしたか？

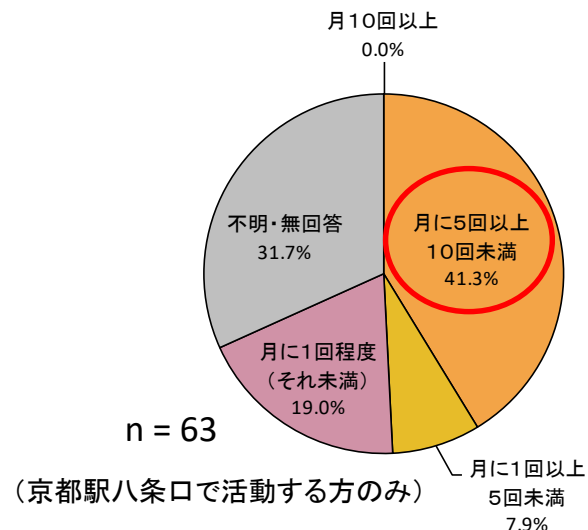
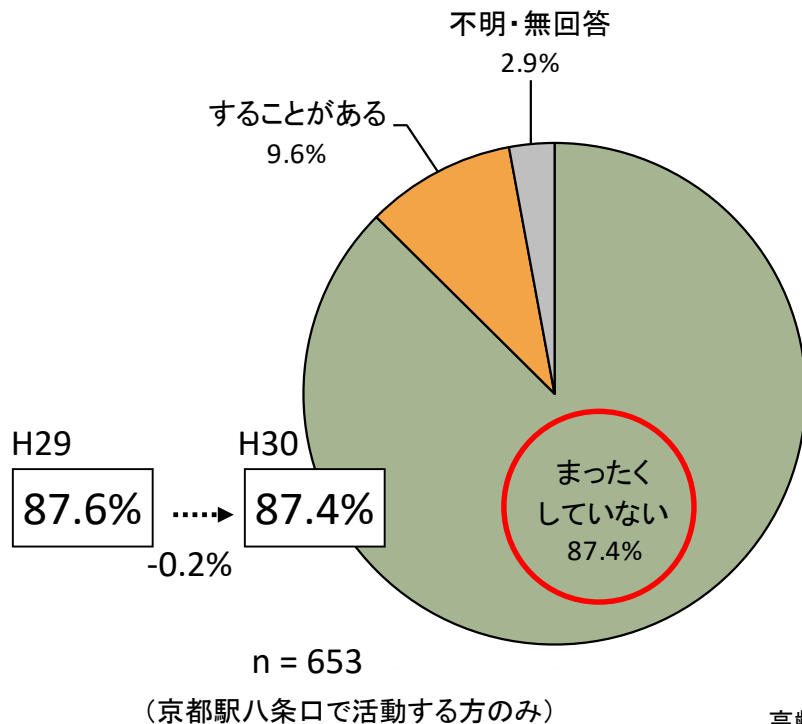


- ・ 京都駅八条口で活動する方のほとんどが、八条口の運用方法を認識

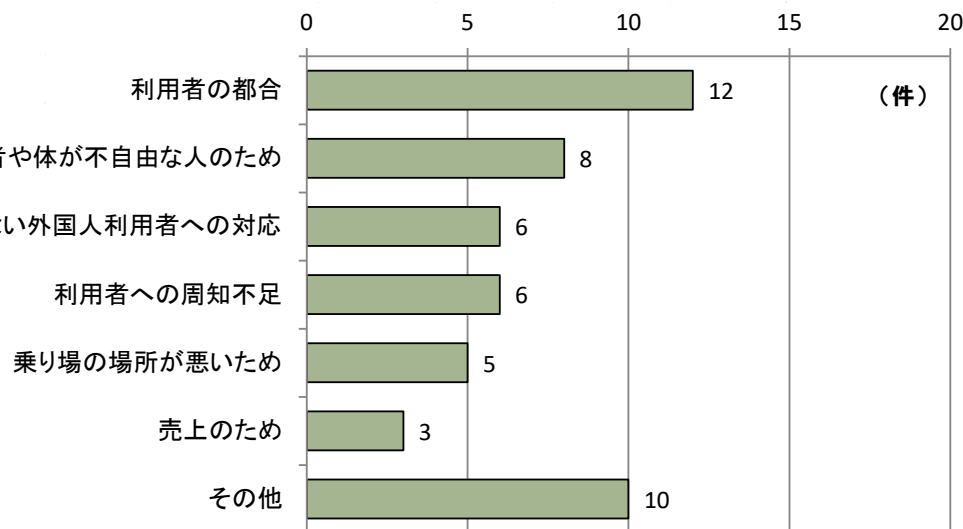
京都駅八条口での客待ち状況

設問⑤-2 京都駅八条口のタクシー降り場で、客乗せをしていますか？ 客乗せをする場合、それはなぜですか？

〈京都駅八条口におけるタクシー降り場での客乗せ頻度〉

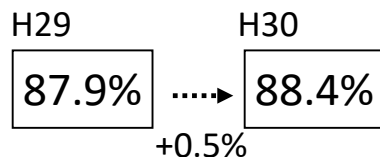
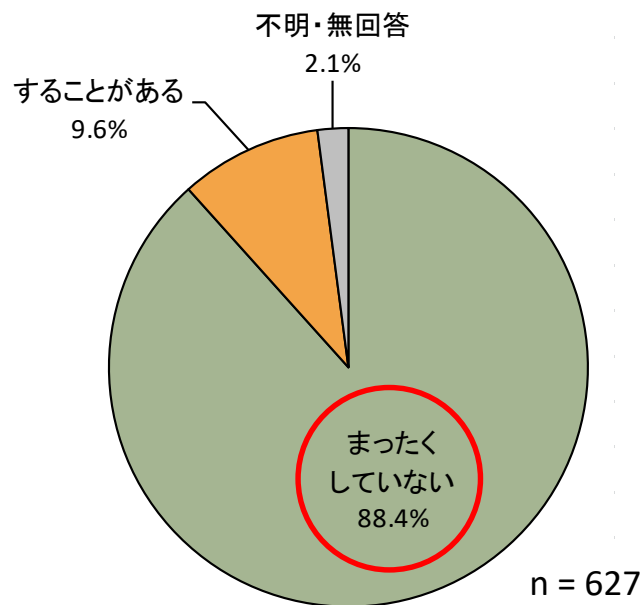


- 「タクシー降り場での客待ち」をしない方は約9割。
- 京都駅八条口のタクシー降り場で客乗せする頻度は、「月に5回以上10回未満」が約4割。

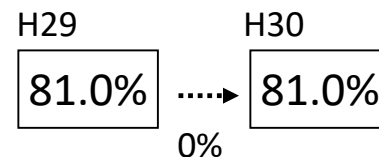
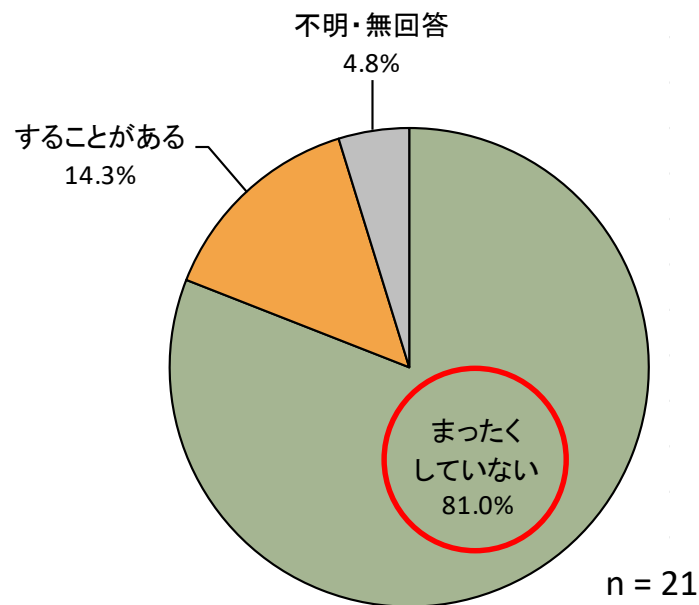


設問⑤ー2 【追加分析】京都駅八条口のタクシー降り場で、客乗せをしていますか？
 (京都駅八条口のルールを「知っている人」と「知らなかった人」との違い)

〈京都駅八条口のルールを**知っている**人〉



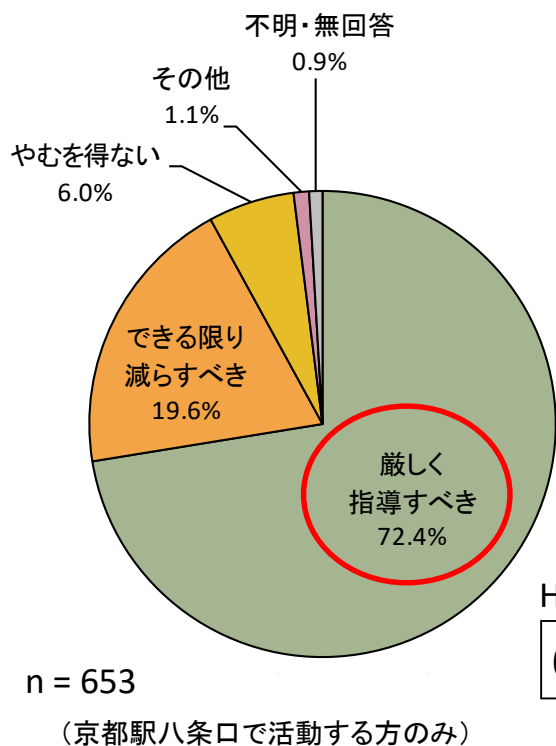
〈京都駅八条口のルールを**知らなかった**人〉



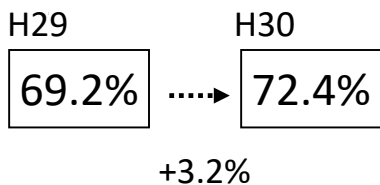
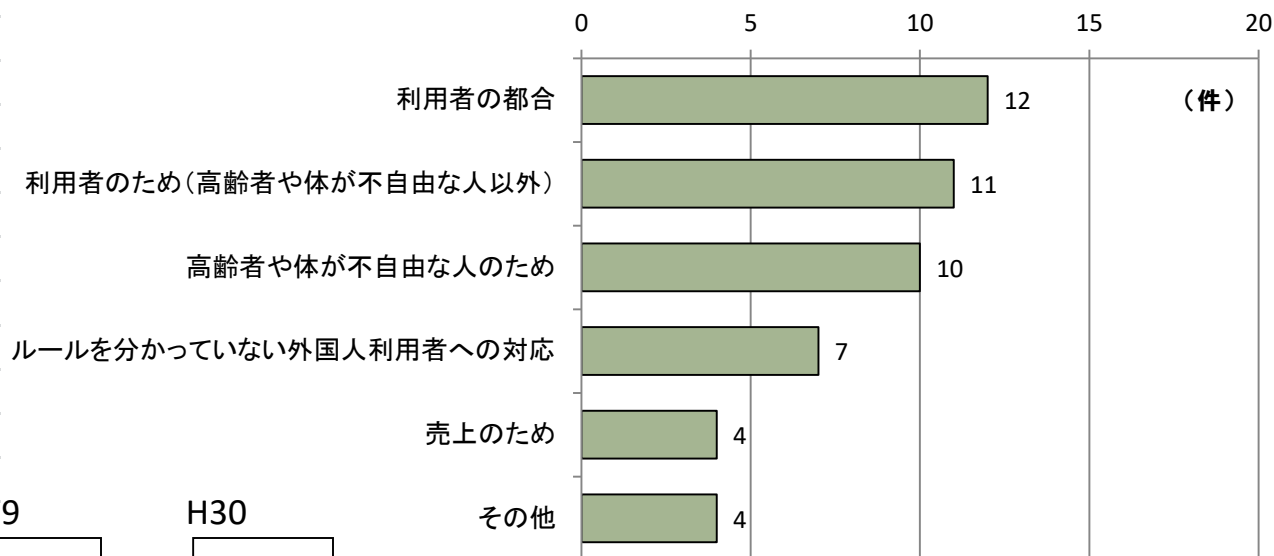
- ・ 京都駅八条口のルールを「知っている」方のほうがマナーを守っている。(7.4%の差)

京都駅八条口における他者のマナー違反への意識

設問⑤ー4 他の乗務員が「タクシー降り場」で客乗せすることについて、どう思いますか？



＜「やむを得ない」と回答した理由＞

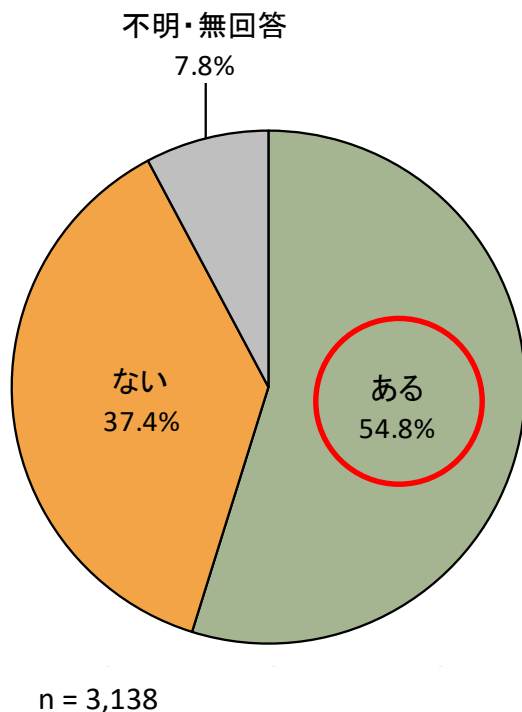


・「厳しく指導すべき」と思っている乗務員が約7割

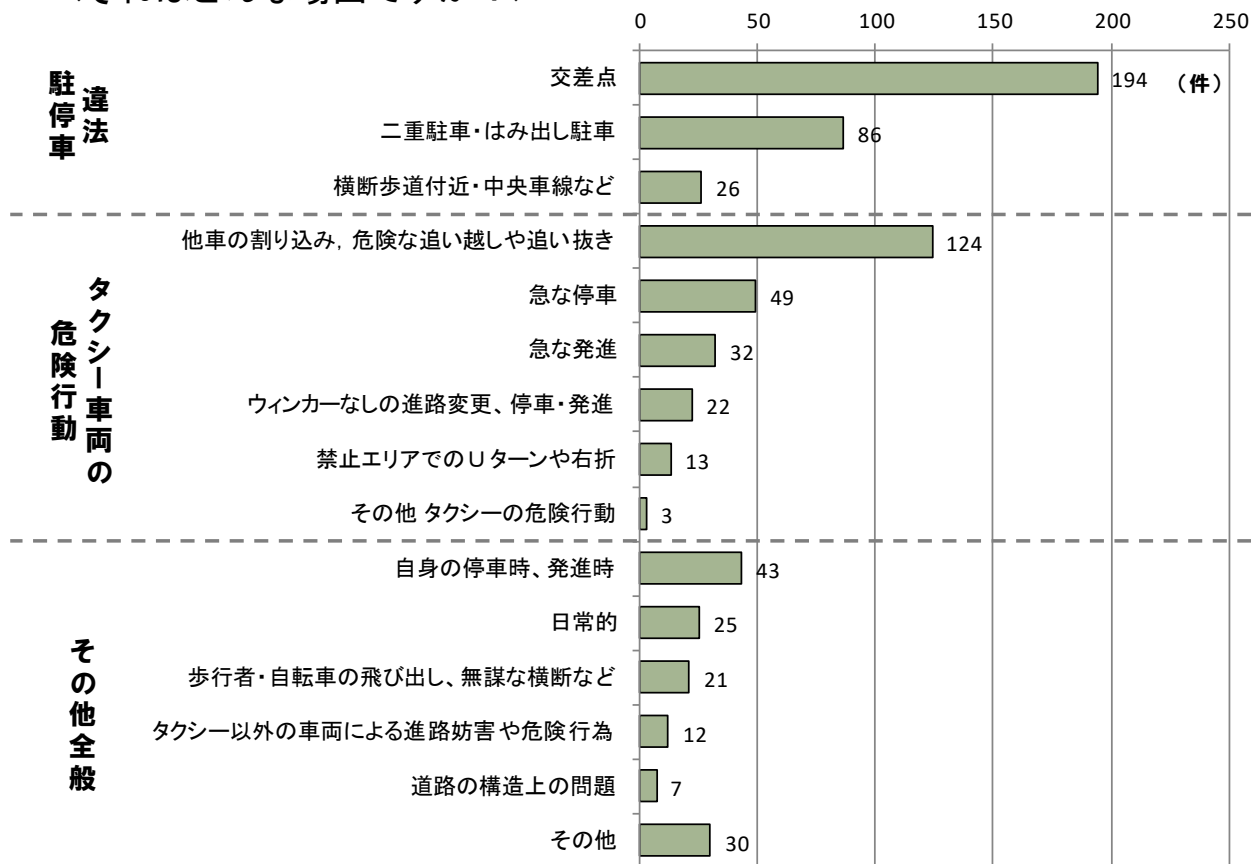
京都市内におけるタクシーの駐停車マナーについて

設問⑥ー1 他のタクシーの違法な駐停車により、進路を妨害されるなど、危険な目に遭ったり、見かけたり
することがありますか？

＜危険な体験等＞

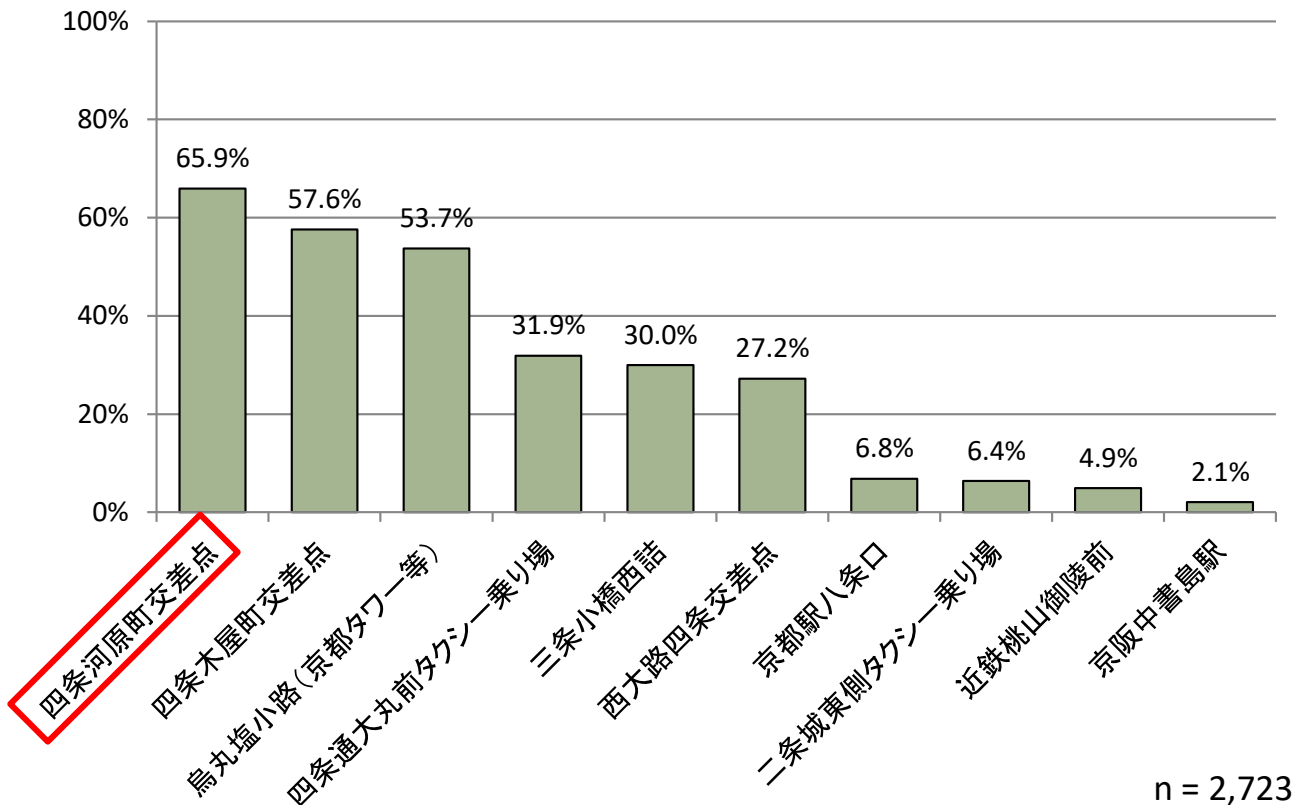


＜それはどんな場面ですか？＞



- ・ 約6割近くが、危険な目に遭ったり、見かけたりしている。
(特に交差点での違法駐停車, 他車の割り込みや危険な追い越し, 追い抜き)

設問⑥ー2 特に危険だと感じるところ上位3箇所をA～Jから選び、危険だと思う順に記入してください。



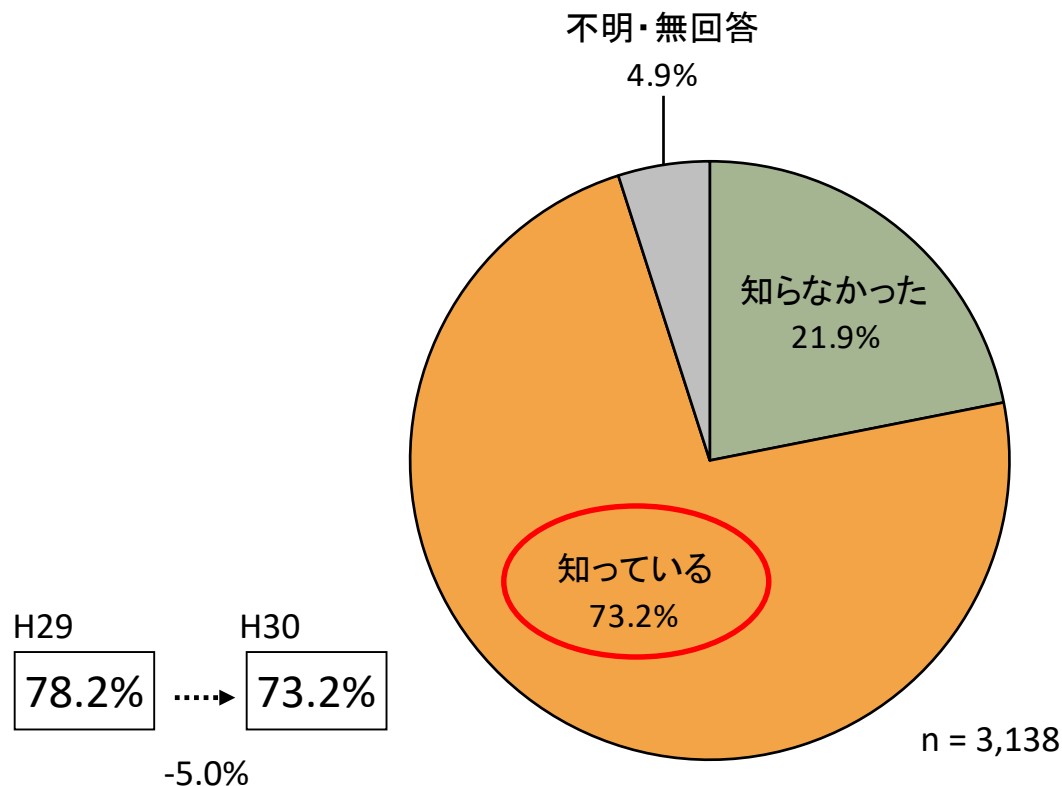
- ・ 約7割が四条河原町交差点付近を危険と感じている。

設問⑥ー3 A～Jのほかに、あなたが問題だと感じる場所があれば教えてください。(自由記述)

【場所と状況】伏見稲荷 : コンビニエンスストア前の狭い道での客待ちがみられる。
 四条烏丸 : 交差点で並んでいるので危険である。
 京阪七条 : タクシーが客待ちしていて、一車線をふさいでいる。

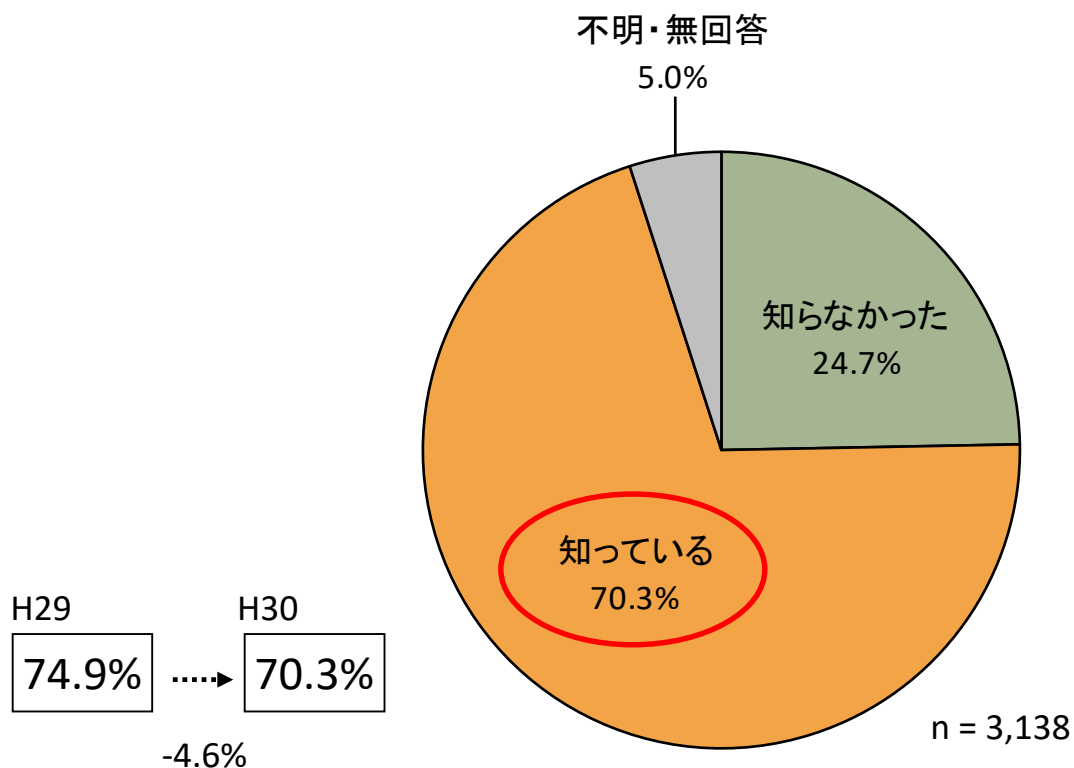
業界団体等の取組とマナー向上意欲

設問⑦ー1 京都市, 京都運輸支局, 京都府警察, タクシー業務センターは連携して, タクシーマナー向上に向けた街頭啓発やポスター・横断幕の掲出等の取組を行っています。ご存知ですか？



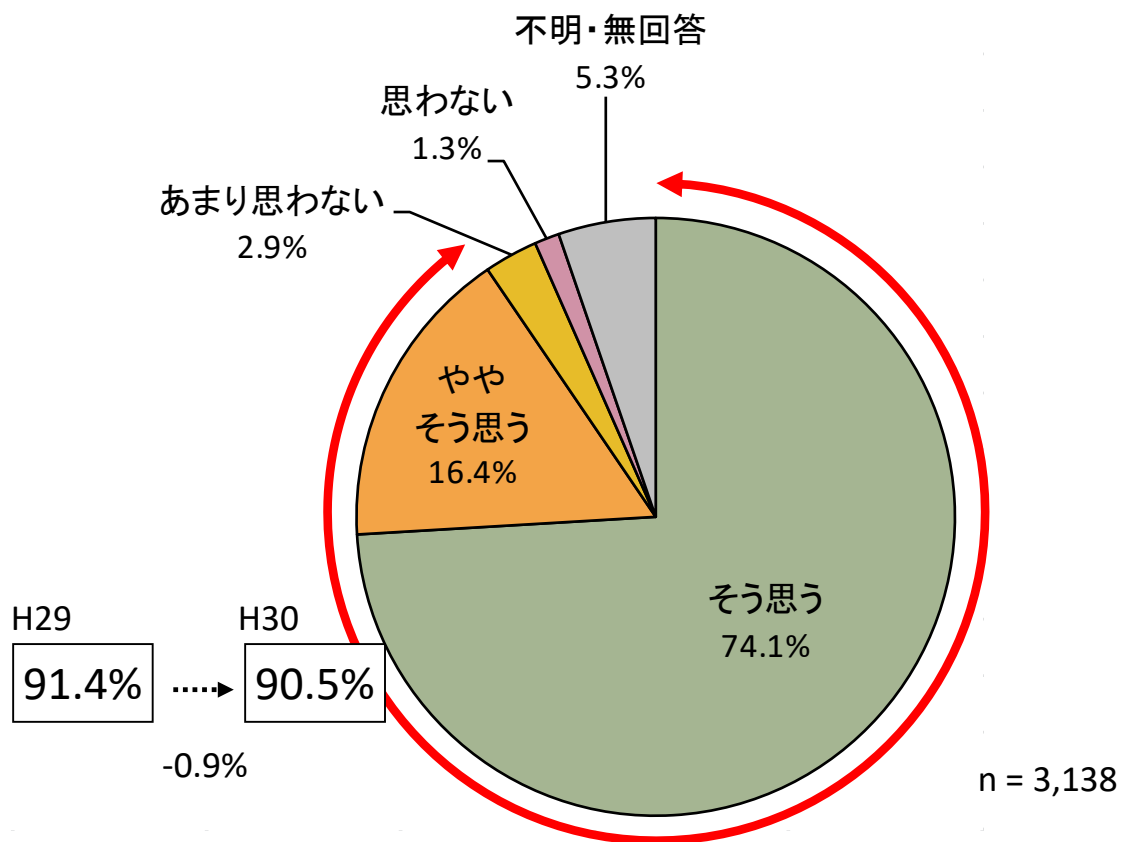
- 業界団体等が行っている啓発取組について, 約7割が認知。

設問⑦ー2 タクシー業務センターでは、駐停車違反等を行った車両に対して規定に基づく指導を行っており、違反点数が累積すると、再講習等の指導を行うこともあります。ご存知ですか？



・ タクシー業務センターによる街頭指導についても、約7割が認知。

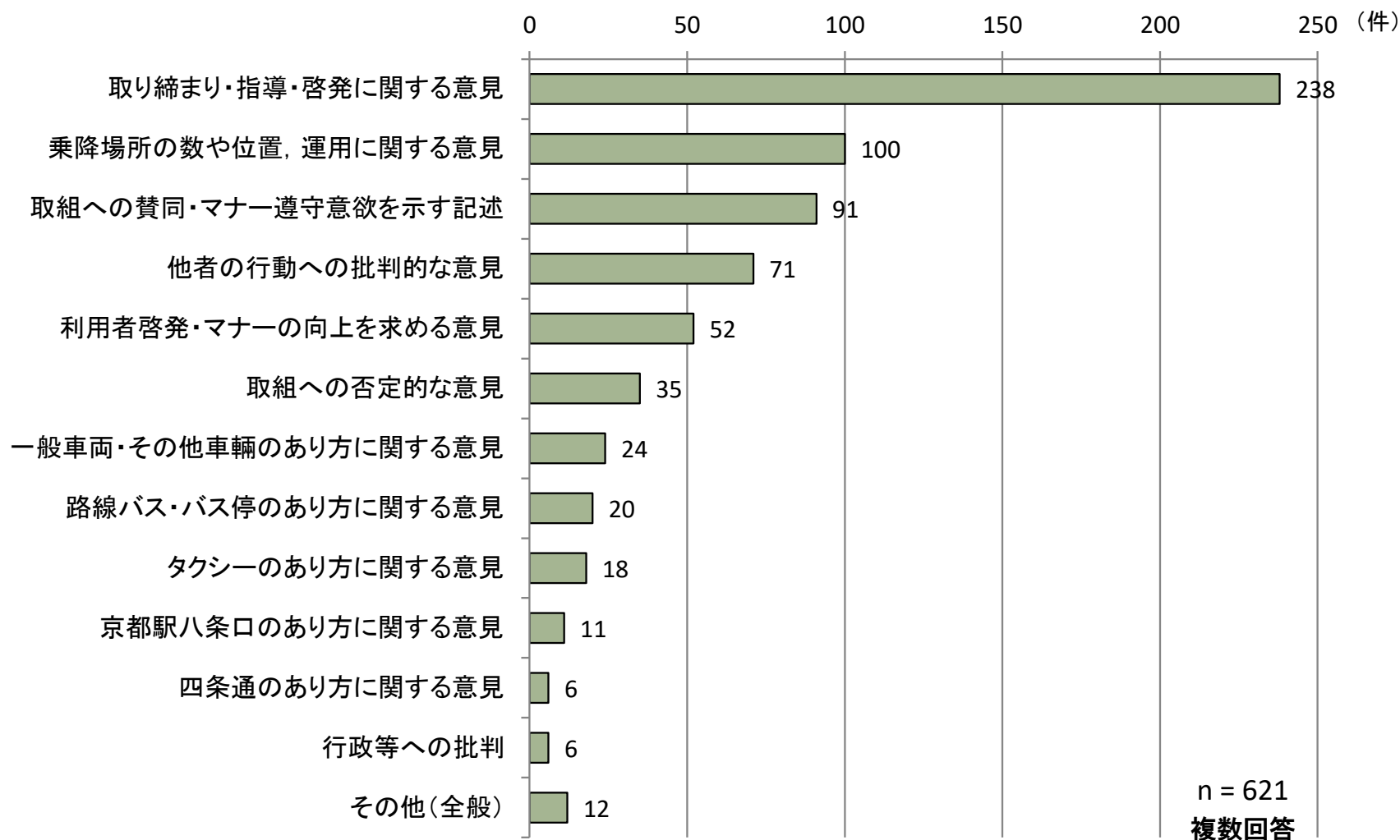
設問⑦ー3 上記のような関係団体が、駐停車マナー向上に向けた取組を行っていることを知って、あなたもマナー向上に努めようと思いますか？



- ・ 約9割がマナー向上に努める意思を示している。

その他ご意見

設問⑧ 駐停車マナー向上に向けた取り組みについて、あなたの御意見があればお書きください。
(自由記述より)



<参考：主な自由記述>

○ 取り締まり・指導・啓発

- ・ 違反車両の取り締まりを徹底してほしい。(多数)
- ・ もっと厳しく取り締まってほしい。(多数)
- ・ 祇園付近の夜の白タク行為の自家用車を取り締まってほしい。
- ・ カメラを設置するしかないと思う。
- ・ 交通安全運動週間，月間だけではなく，常に取り組を強化してほしい。徹底した取締りがあれば，だれも違法客待ちをしないと思う。
- ・ 常習者をチェックして，厳しく処分すべきである。
- ・ 真面目なドライバーにとって，一部の法人や個人が常習的にマナー違反をしているのは遺憾である。
- ・ 夜間も含めて，指導を行えばいい。
- ・ 各会社が厳しく指導すべきである。
- ・ 事前告知せず，指導や取締りを毎日やるべきである。
- ・ 指導ではなく，即検挙しなければ，いつまでも違法な客待ちは消えない。
- ・ 社内研修による啓発活動が必要である。
- ・ 悪質者は乗務停止にすべきである。

○ 乗降場所の数や位置, 運用

- ・ タクシー乗り場を増やしてほしい。(多数)
- ・ 京都市内はタクシー乗り場が少ないと思う。特に、鉄道のターミナル駅には、タクシー乗り場があるのはあたりまえだと思う。
- ・ タクシー乗り場がないから、どこでも駐停車することになる。
- ・ 四条通, 河原町通でもう少しタクシー乗り場を増やしてほしい。
- ・ 京都駅八条口のタクシー待機スペースを増やしてほしい。
- ・ 駐停車マナー違反がよく起こる場所は、お客様の乗車が多い場所である。タクシー乗り場を増やすのも一つの方法だと思う。
- ・ 客のニーズや利便性を考慮して、タクシー乗り場の場所を考え直してほしい。
- ・ お客様が利用しやすい場所に作ったら違反は減る。
- ・ 乗り場や待機場所を増やさない限りマナー向上はできないと思う。
- ・ タクシー乗り場が少ないために、違法と知りつつ、違反せざるを得ない。
- ・ 宿泊施設や公共施設にタクシーの乗降スペースがないところが多く、交通の妨げになっている場合がしばしばある。タクシーの乗降スペースをきちんと設けてもらいたい。
- ・ 四条通は、お客さんの利用が非常に多いのに、乗降する場所が少ない。特に障害者やお年寄り等に不便である。

○ 取組への賛同・マナー遵守意欲を示す記述

- ・ このような取組を継続してほしい。
- ・ タクシー乗り場以外で客待ちしないようにしたいと思う。
- ・ 出来るだけマナー向上に向けた取り組みに協力したいと思う。
- ・ ルールとマナーは守ってこそ意味が有ると思う。
- ・ 当たり前の事である。
- ・ マナー向上のための努力を日々の仕事に生かして行けたらと思う。
- ・ ドライバーが自覚と責任をもって営業すべきである。
- ・ 違法タクシーが多く観光客の京都のイメージを低下させている。
- ・ マナー違反のタクシーによってタクシーに対するイメージが悪くなるような事がないように一人一人のプロ意識が大事だと思う。
- ・ タクシーのマナー向上のためにSNSを毎日配信している。現在、自分の会社の約80人が参加している。将来的にはより多くの人に広く発信していきたい。
- ・ 自社の車両が違法な場所で客待ちをしていると、該当するクルマに連絡し移動するよう、働きかけている。
- ・ 降車の位置については、丁寧にお客様にご理解をいただくようにしている。
- ・ お客様の安全を考えれば、お客様のわがまを説得することはできると思う。
- ・ アンケートをしてより改善されるようにして下さい。誠に申し訳ないですが個人営業の車が改善されますように願います。

○ 他者の行動への批判的な意見

- ・ マナーの悪いドライバーが多すぎる。(多数)
- ・ タクシー乗り場でたばこを吸うなど、私有化している乗務員がおり、京都観光の恥だ。
- ・ 一部の心ない行為によりタクシー全体がそう思われることに腹立たしく思っている。乗務員証を取り上げるくらいの厳しい処罰にしてほしい。
- ・ マナーの悪いドライバーは、やめてもらうのが1番だと思う。
- ・ 自己中心的なドライバーが多すぎる。
- ・ プロドライバーとしての資質を問われる。

○ 利用者啓発・マナーの向上を求める意見

- ・ 横断歩道で手を挙げられるお客様が多い。注意喚起するチラシ、ポスターなどを制作して市内に掲示してほしい。
- ・ 外国人観光客の交通マナーが非常に悪い。
- ・ 利用されるお客様のモラル向上も必要かと思う。信号待ちしている時に乗り込んでこられる外国人も多い。
- ・ 従わなければ怒りだす人もいる。お客様へのアピールが必要と思う。
- ・ 乗務員、乗客の双方の協力がなければなかなか改善しない。
- ・ 乗務員がルールを守るのは、もちろんの事ですが、お客様も出来るだけルールを守ってほしい。
- ・ タクシー利用のお客様にも、乗り降りのマナーを周知するようにしてもらえたら少しでもマナー向上につながると思う。

○ 取組への否定的な意見

- ・ 行政側の都合だけで行われているように思う。
- ・ アンケート調査以外にやるべきこともあると思う。
- ・ アンケートに費用をかけず、取り締まりに注力してほしい。
- ・ マナーが向上しても、営業収入が上がる保証はどこにもない。
- ・ アンケートの意見が反映されている実感がない。

○ 一般車両・その他車輛のあり方に関する意見

- ・ 逆走、無灯火、イヤホン、傘さし、信号無視など、危険な自転車が多すぎる。もっと取り締まってほしい。ルール自体を全く知らない。罰を与えてほしい。
- ・ 自家用車のルール違反が多い。
- ・ タクシーだけでなく、荷物積み下ろし(宅配便等)も駐車禁止場所の駐車が多い。
- ・ 駐停車違反についてはタクシーのみならず、一般自家用車及び飲食関係の送り等の違反車も強く取り締まるべきである。
- ・ タクシーは仕事でやむを得ないと思う。一般車の駐停車マナーの方が悪いと思う。
- ・ 自家用車の四条通の駐車を取り締まってほしい。
- ・ 一般車の放置駐車も大変多く、交通の妨げになっている。

○ 路線バス・バス停のあり方に関する意見

- ・ 市バスについても、四条通、堀川通などで無理に交差点に進入し、信号が変わっても道路をふさいでいる事があるので注意してほしい。
- ・ バスの運転マナーの悪さについても、考えてほしい。
- ・ バスが連続して3～4台連なって停まり、後続車両を妨害している場面をよく見かける。
- ・ バスがクラクション、パッシング、あおりをしてくる。

○ タクシーのあり方に関する意見

- ・ タクシーが増えすぎている。(多数)
- ・ タクシーを減らすべきである。(多数)
- ・ 労働条件の向上が進めば、マナーの向上も進むと思う。
- ・ 京都市全体のタクシー車両の数が多すぎる。車両が減少すれば、自然と駐停車違反の数も減少すると思う。

○ 京都駅八条口のあり方に関する意見

- ・ 八条口タクシー乗り場で降車するタクシーがたくさんいます。また、一般車も知らずに入ってくる。
- ・ 八条口乗り場では、お客様もわかっていないことが多い。
- ・ 八条口乗り場の予約乗り場を多くしてほしい。

○ 四条通のあり方に関する意見

- ・ 四条通を元に戻してほしい。(多数)
- ・ 四条通は、大型バスの通行を禁止にすれば混雑が少し緩和されると思う。

○ 行政等への批判

- ・ 四条通の渋滞は行政、市の責任だと思う。
- ・ 四条通の二車線化は、タクシー客よりもバス客を増やすことになり、タクシーの環境を悪くしたと思う。

○ その他(全般)

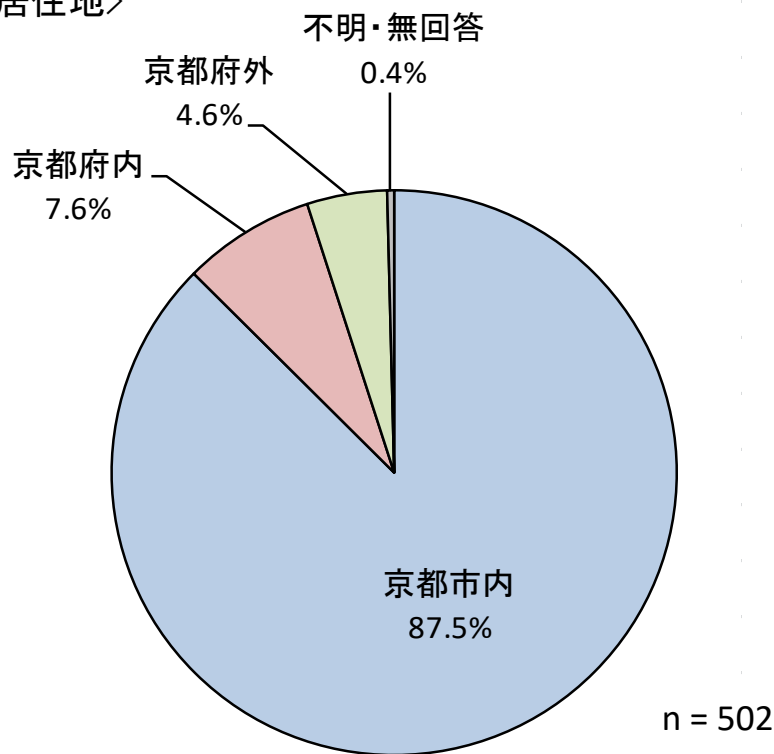
- ・ 現実に合わないルールは改正すべきである。
- ・ タクシー業務センターは各車に対し、平等な対応をしてほしい。

利用者(乗客)アンケート調査の結果

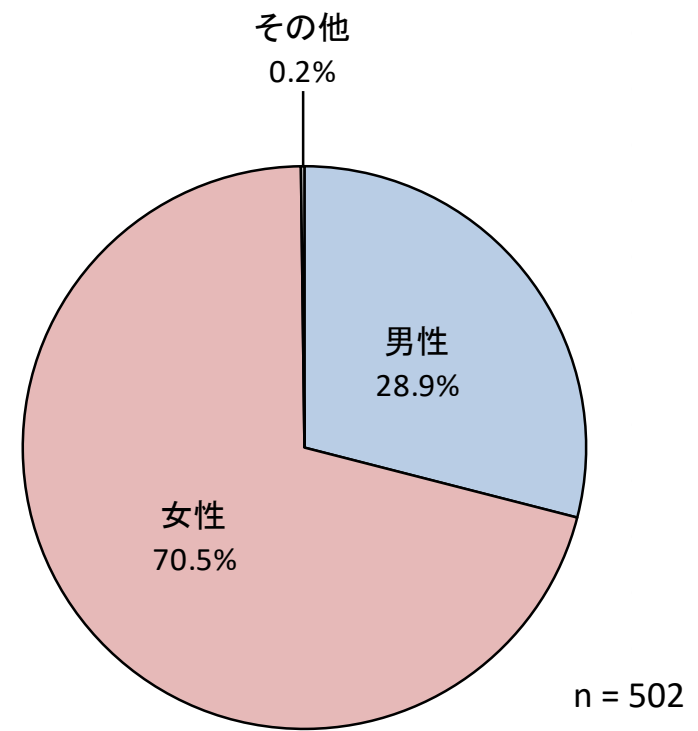
回答者の属性

設問① あなた自身のことについて教えてください。(回答者の属性)

<居住地>

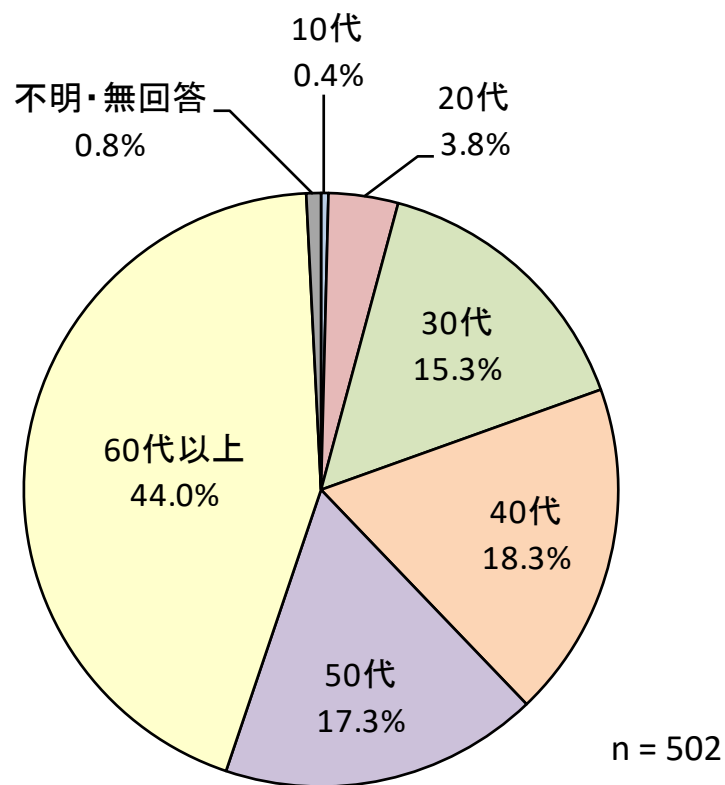


<性別>

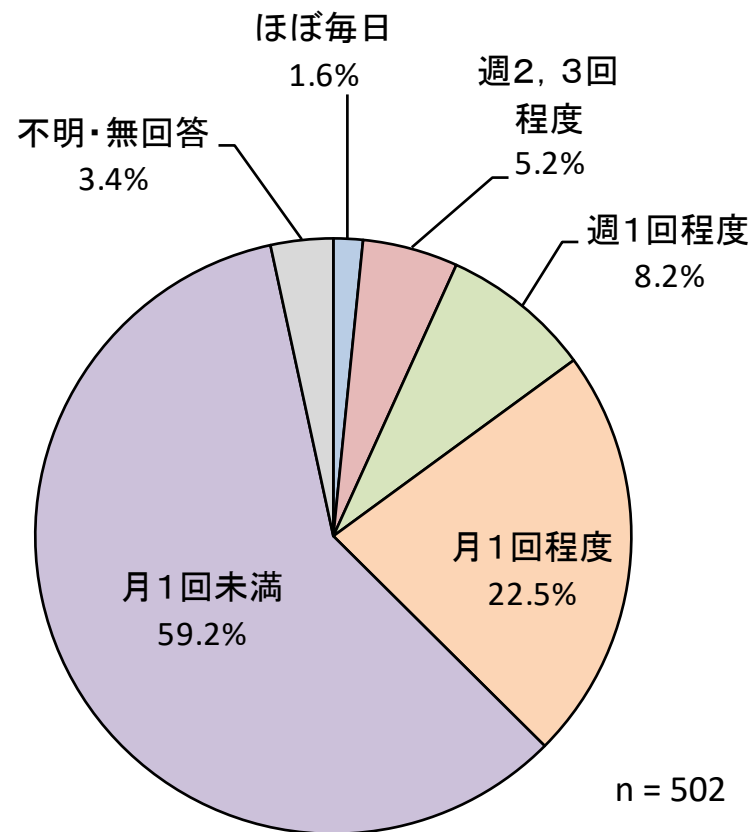


- ・ 利用者の約9割が「京都市内」に居住している。
- ・ 利用者の約7割が「女性」。

〈年齢〉

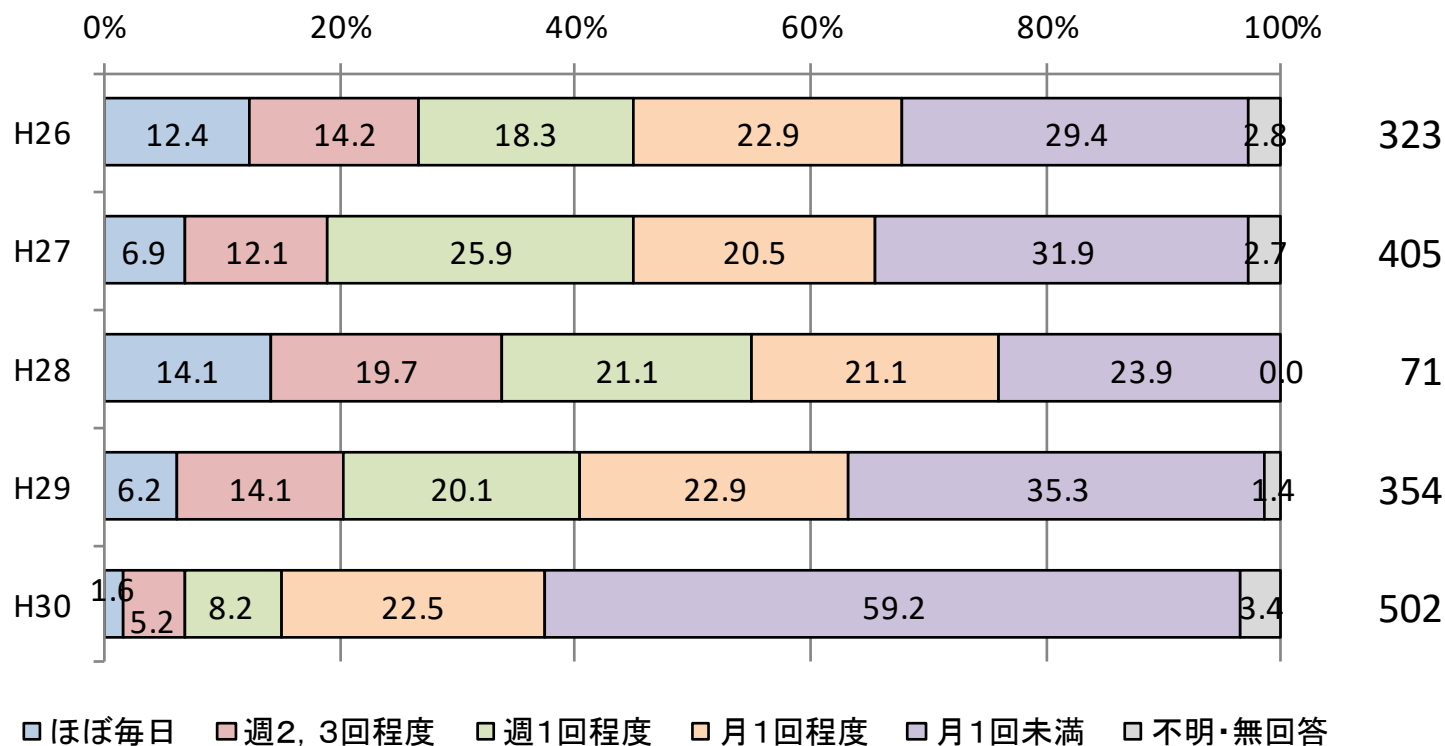


〈タクシーの利用頻度〉



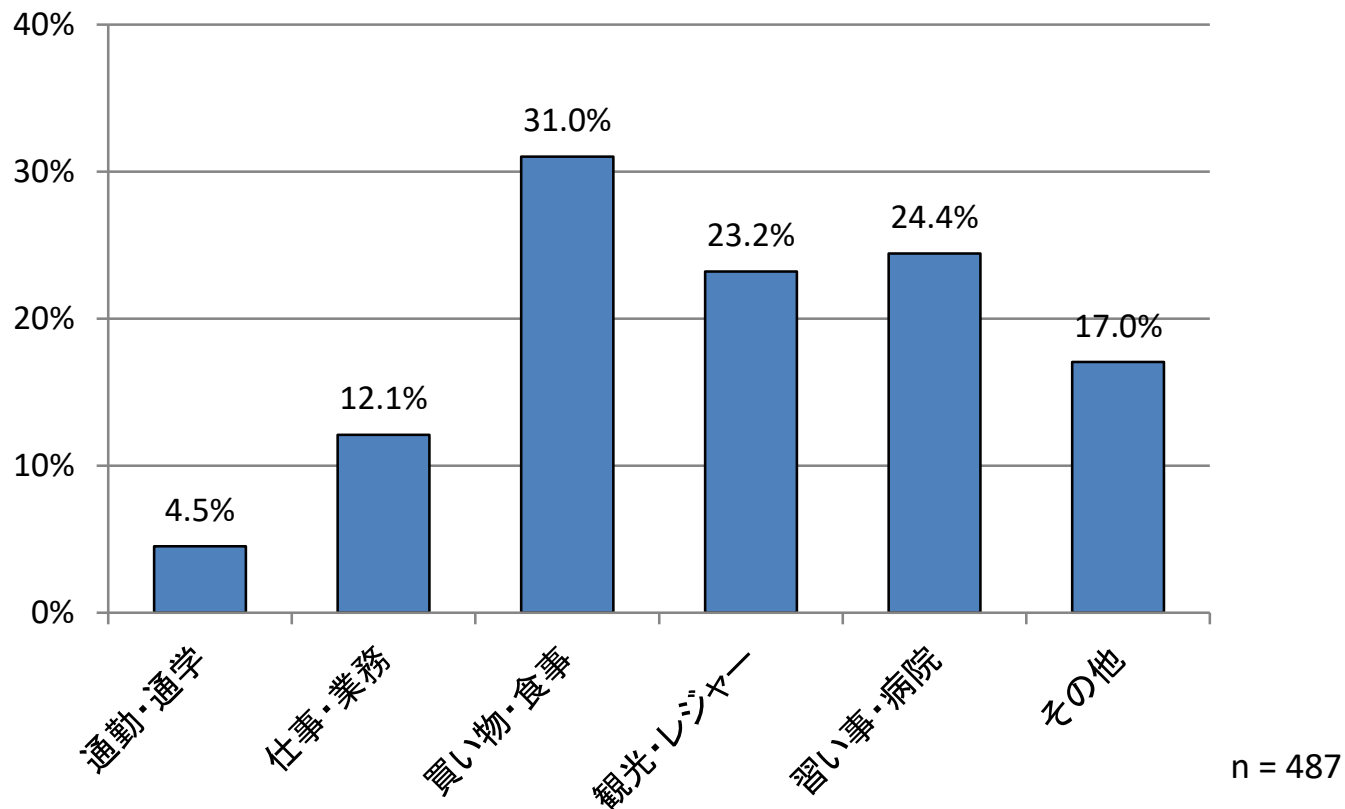
- 利用者の約4割が「60代以上」。
- 利用者の約4割が「月1回以上」利用。

＜経年変化＞



- 利用者のタクシー利用頻度において、「月1回未満」が約6割となっており、過年度と比べると、割合が高くなっている。

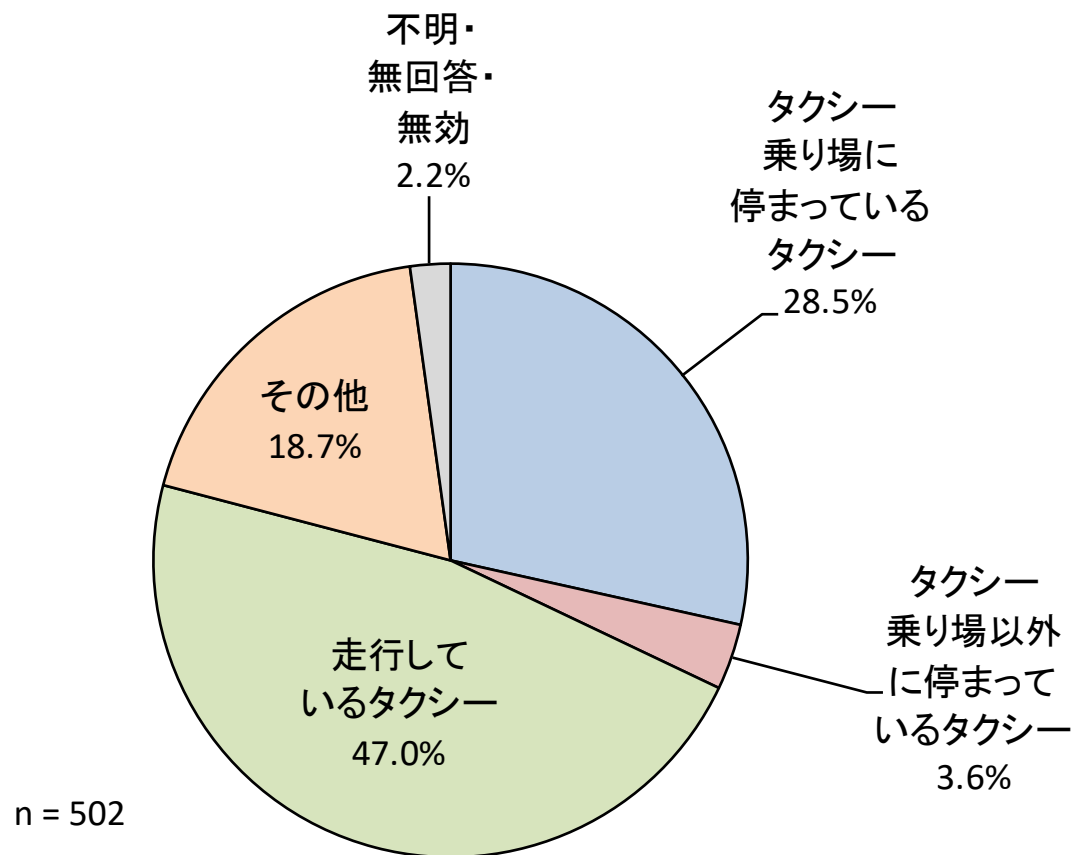
タクシーの主な利用目的



- ・ 約3割が「買い物・食事」に利用するなど、自由目的での利用が比較的多い。

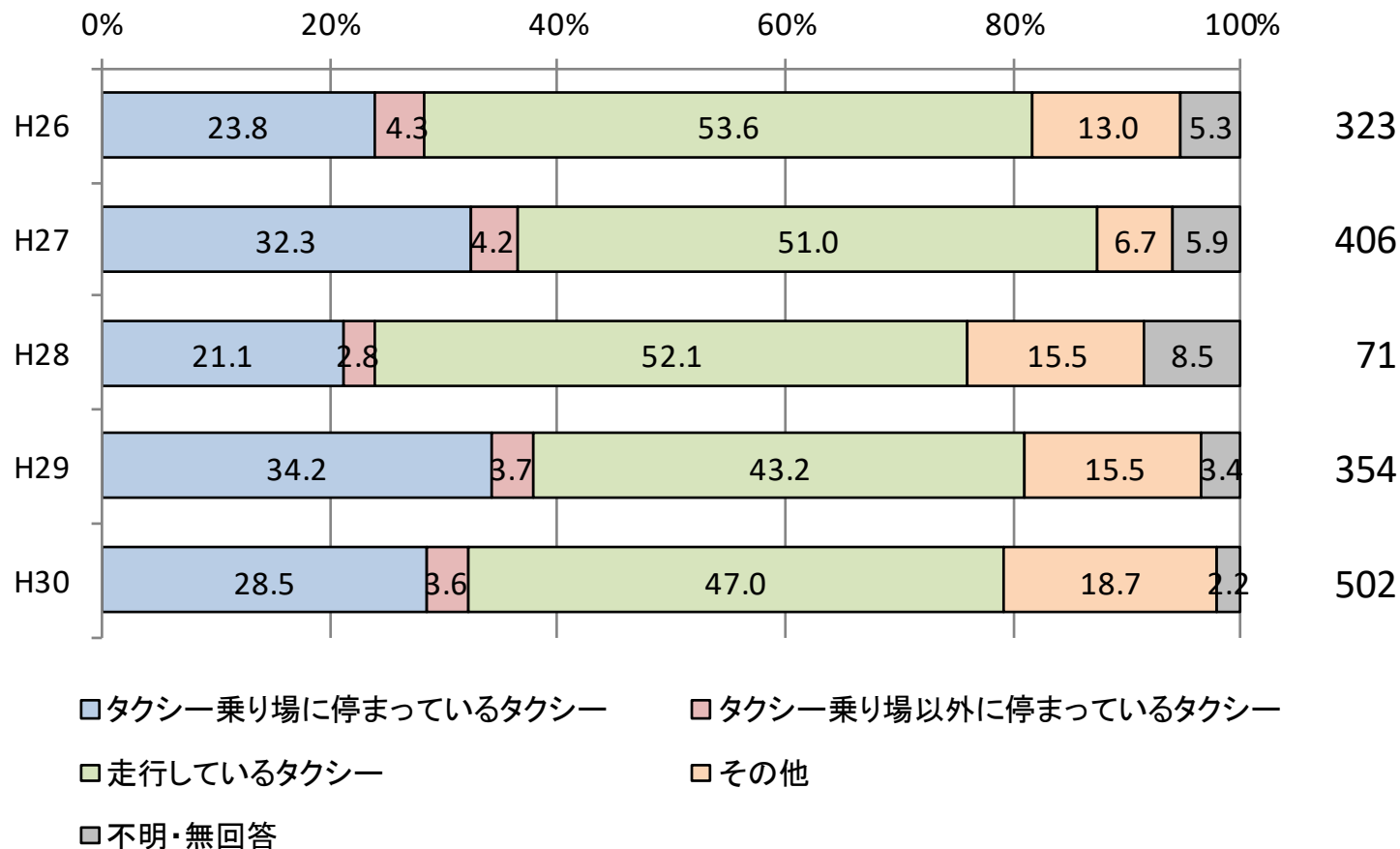
普段のタクシーの利用の仕方

設問② 普段、どのようなタクシーを利用されることが多いですか？（1つを選択）



・「走行しているタクシー」を利用すると回答した人が約5割を占めている。

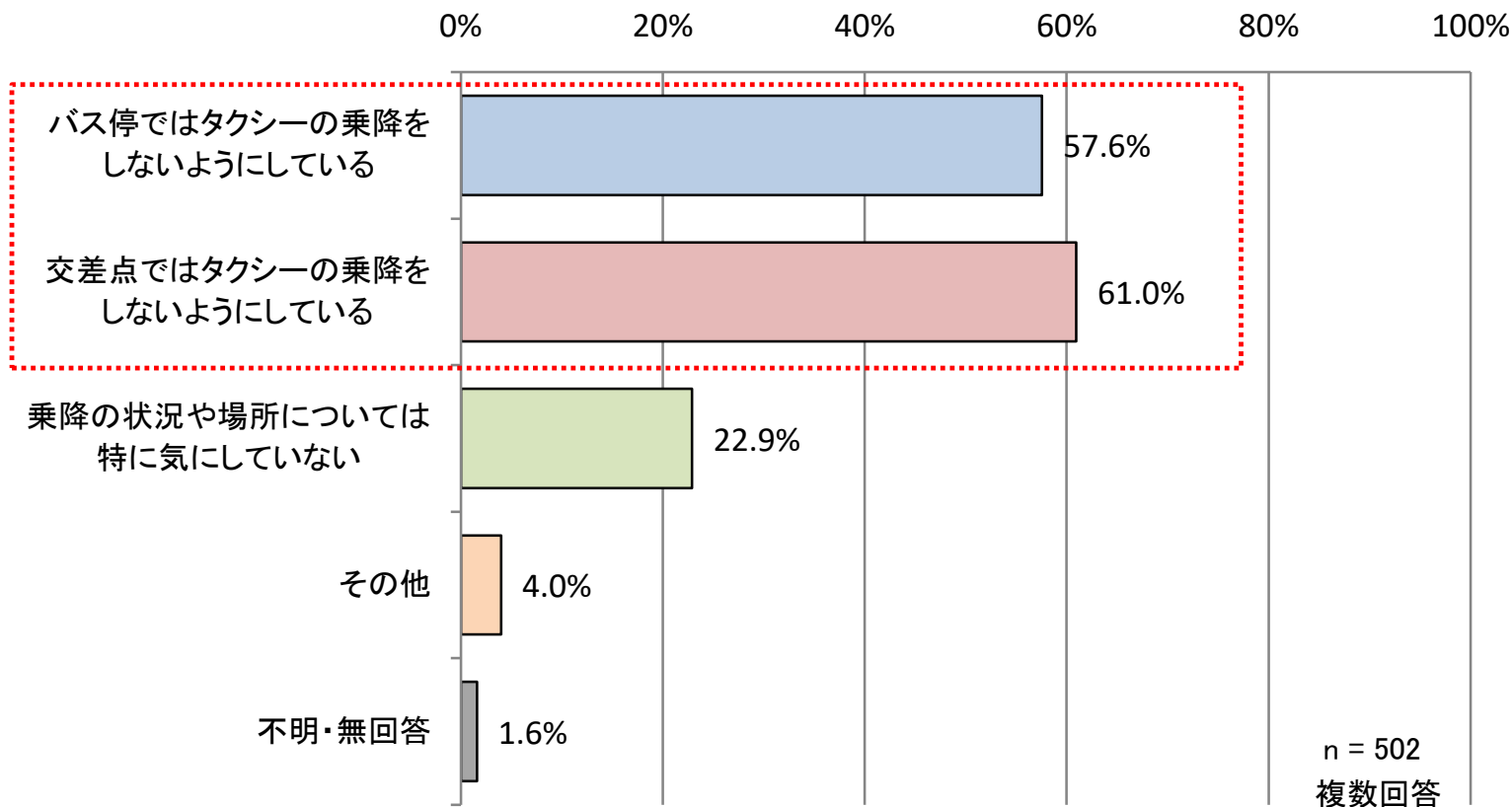
〈経年変化〉



・ 前年度と比べると、「走行しているタクシー」から乗車している割合が増加している。

タクシー乗降時に気を付けていること

設問③ タクシーを乗降する場合は、どのようなことに気を付けていますか？（複数回答可）

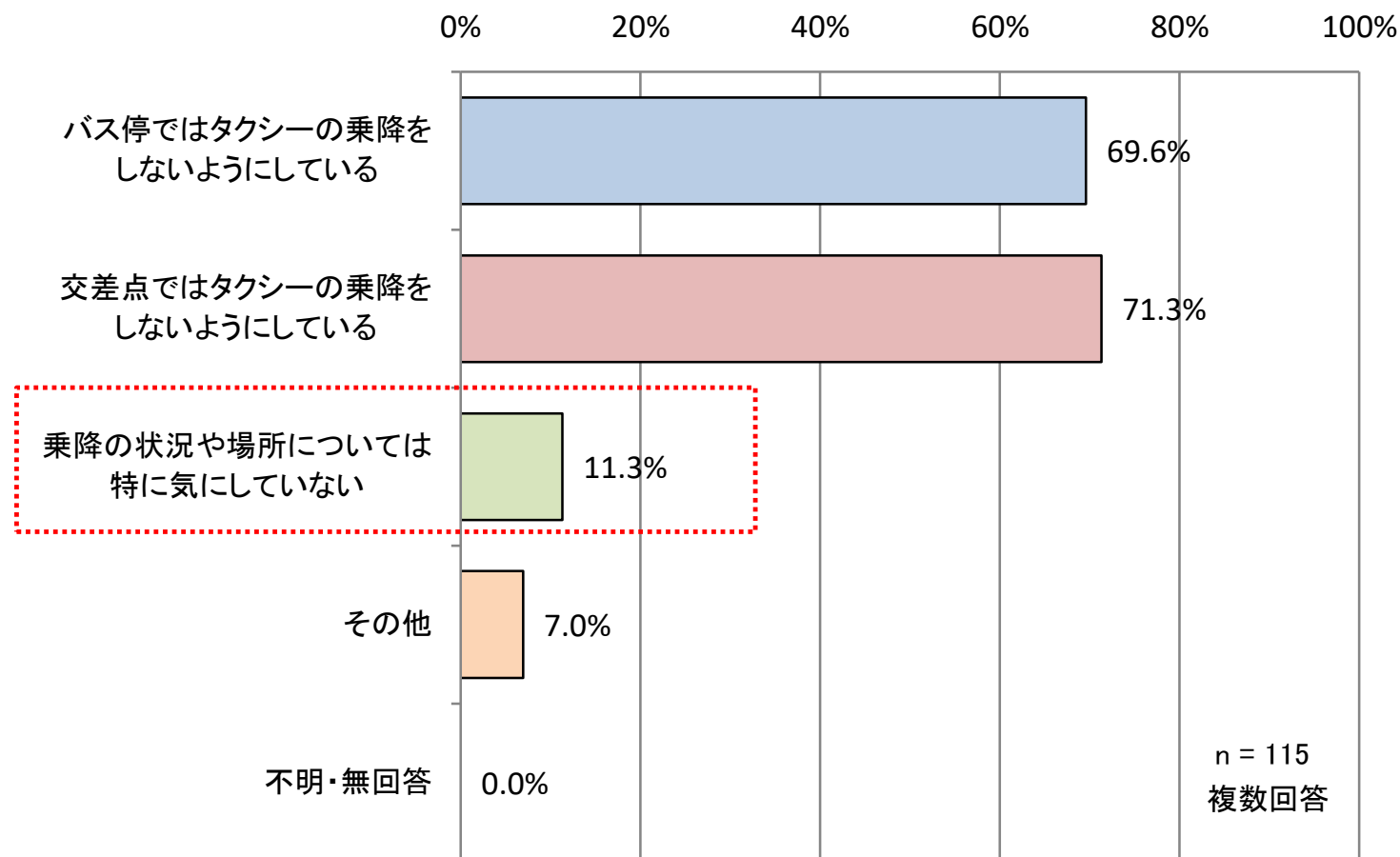


- ・ 約6割が「バス停ではタクシーの乗降をしないようにしている」、「交差点ではタクシーの乗降をしないようにしている」と回答。

道路交通法の認知と乗降マナーの関係

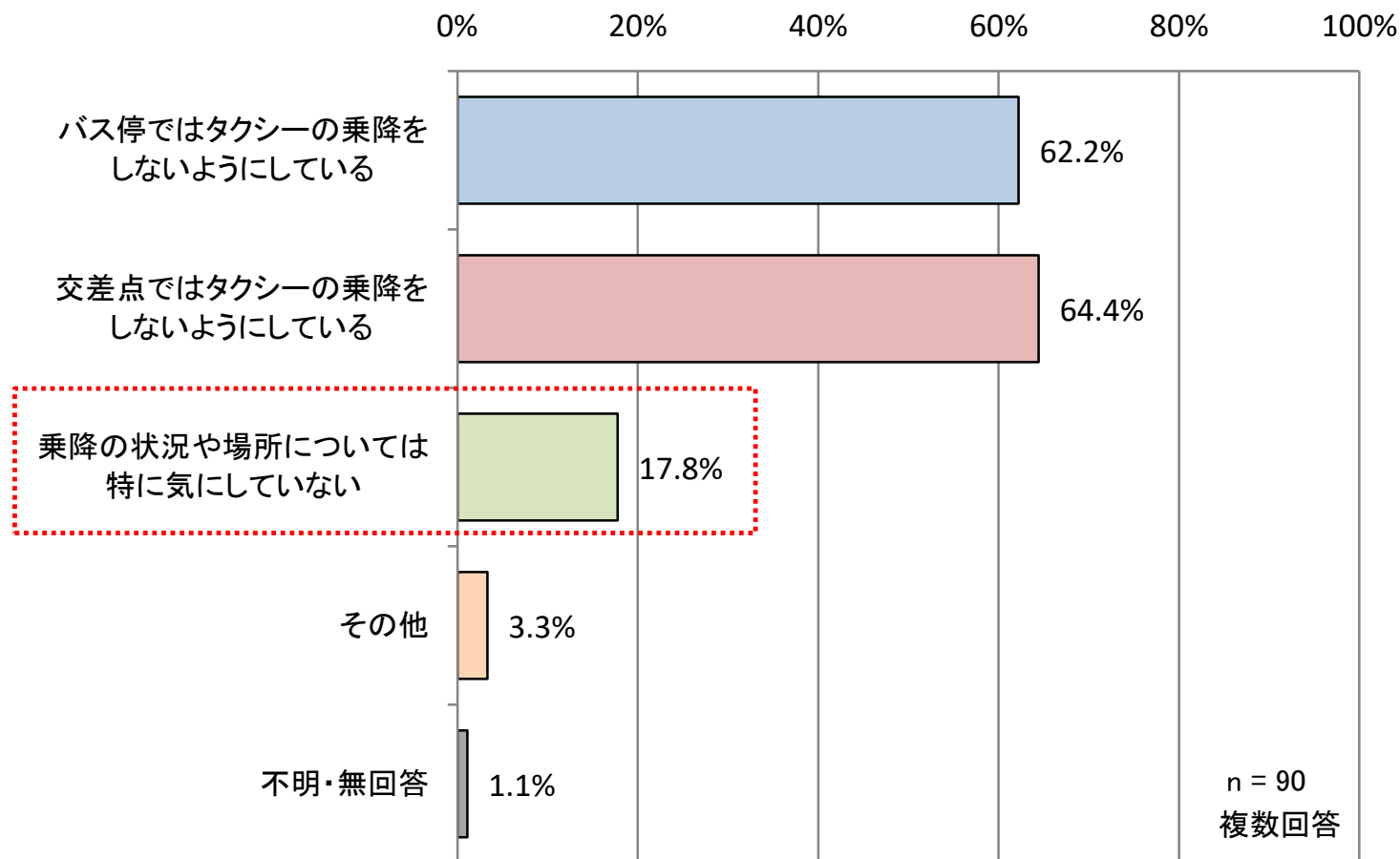
設問③ 【追加分析】タクシーを乗降する場合は、どのようなことに気をつけていますか？（複数回答可）

（違法性を「もちろん知っている」回答者）



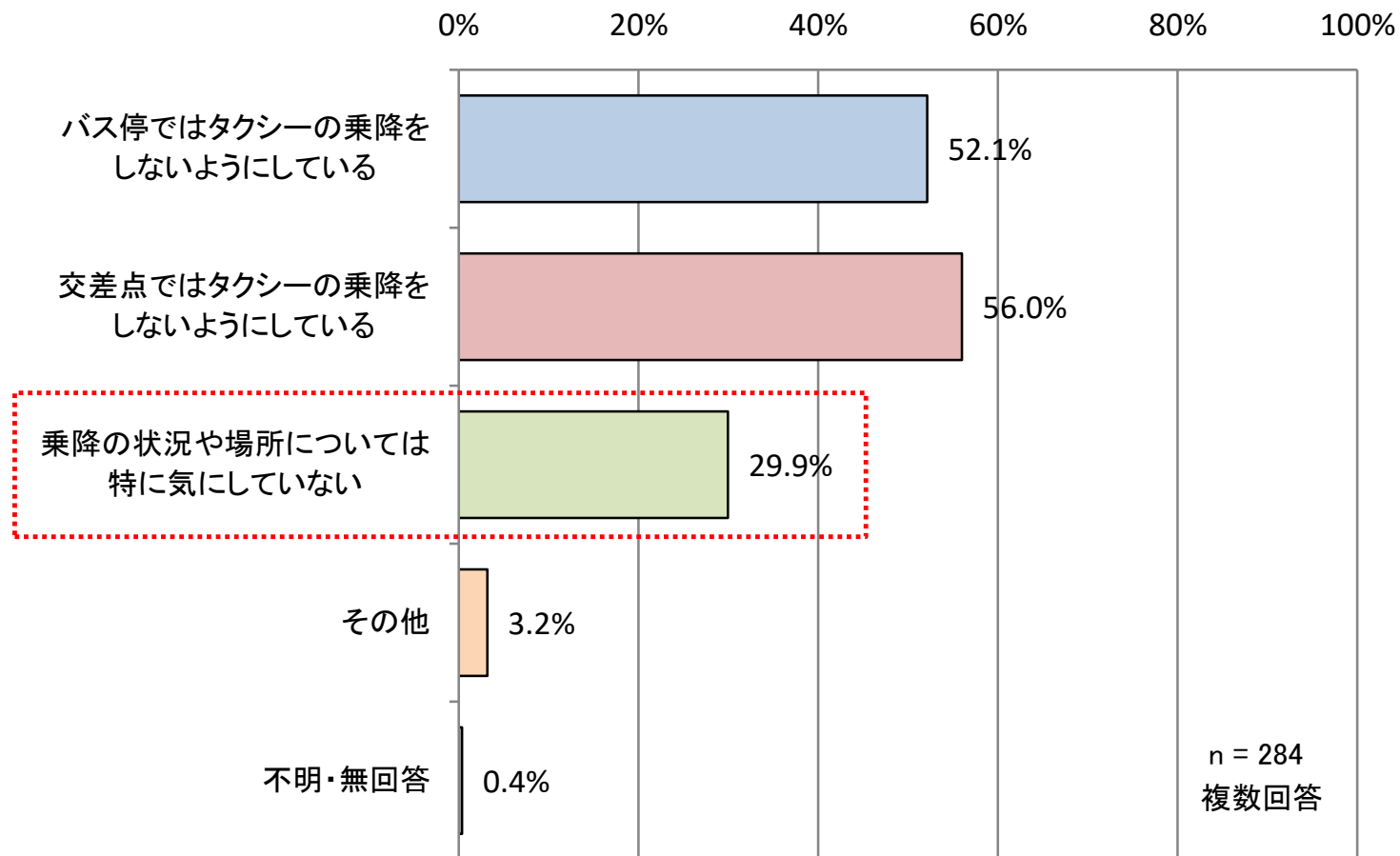
設問③ 【追加分析】タクシーを乗降する場合は、どのようなことに気をつけていますか？（複数回答可）

（違法性を「一応、知っている」回答者）



設問③ 【追加分析】タクシーを乗降する場合は、どのようなことに気をつけていますか？（複数回答可）

（違法性を「知らない」回答者）

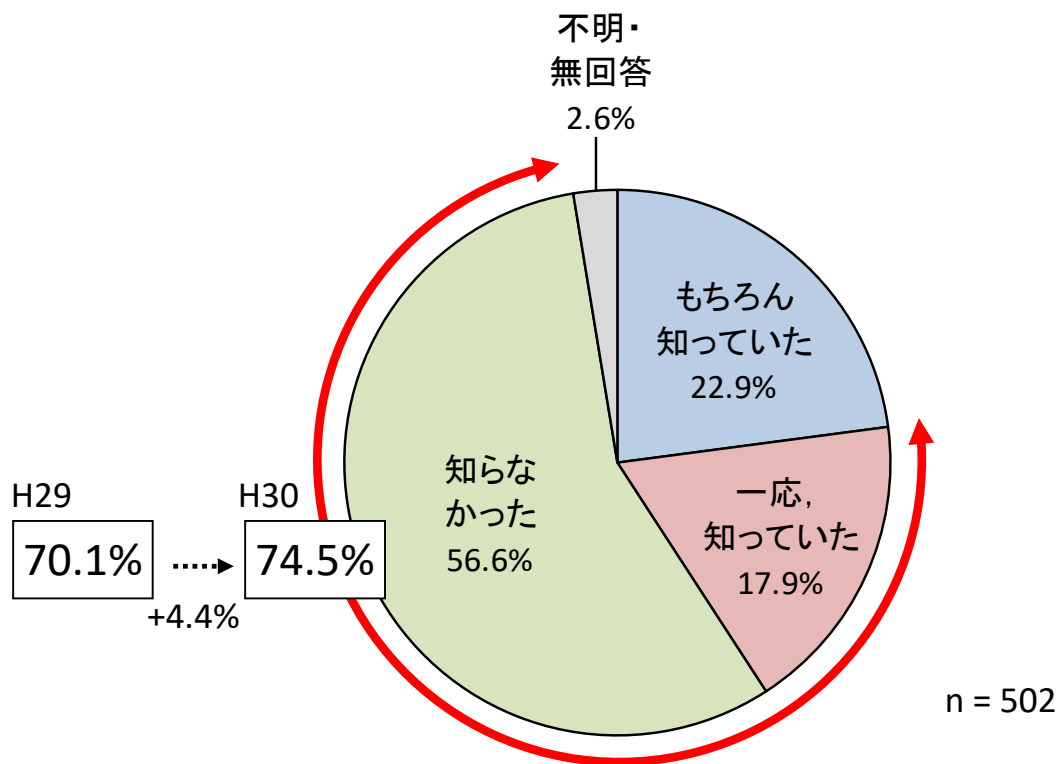


- 道路交通法上「違法」な場所を知らない人ほど、乗降マナーに無関心

道路交通法の理解

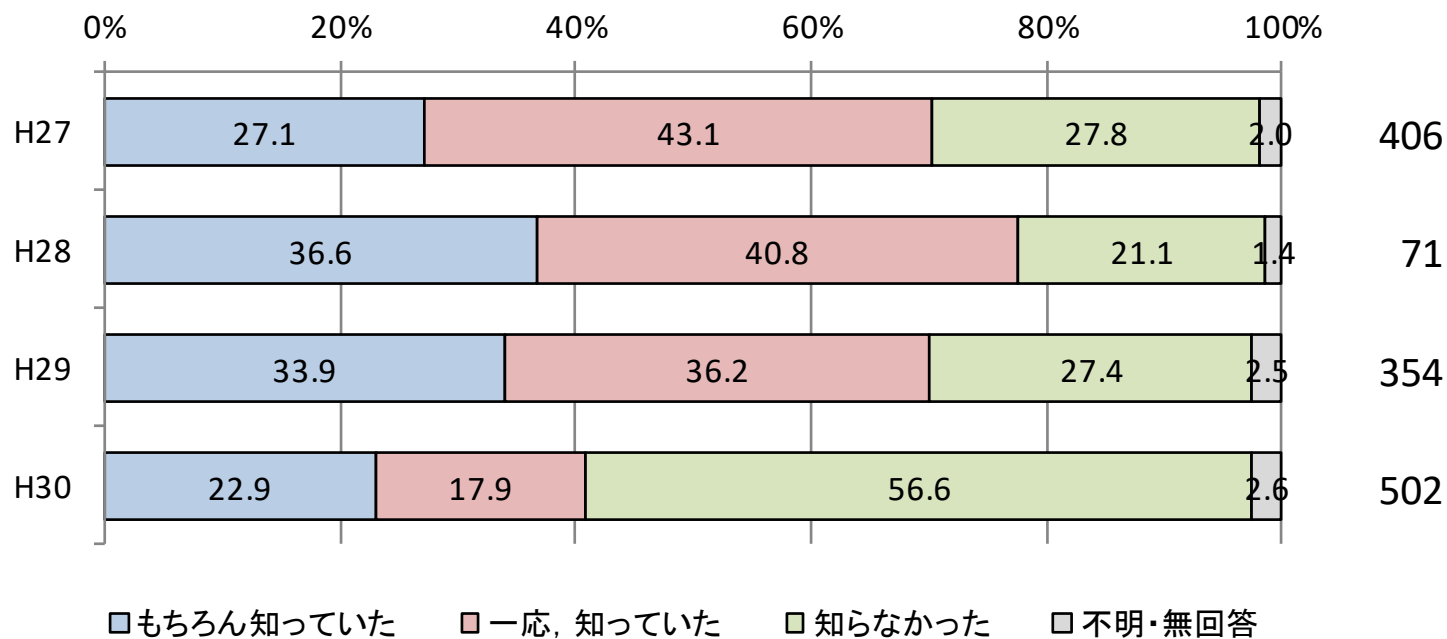
設問④ 同封の「チラシ」をご一読ください。このチラシの内容を、ご存知でしたか？

タクシーが、交差点やバス停付近で利用客の乗降をしたり、タクシー乗り場以外で客待ちをすることは、タクシー乗務員にとって道路交通法上「違法」です。ご存じですか？



- 約6割が「知らなかった」、約2割が「一応、知っていた」と回答しており、違法性の認識が薄い。

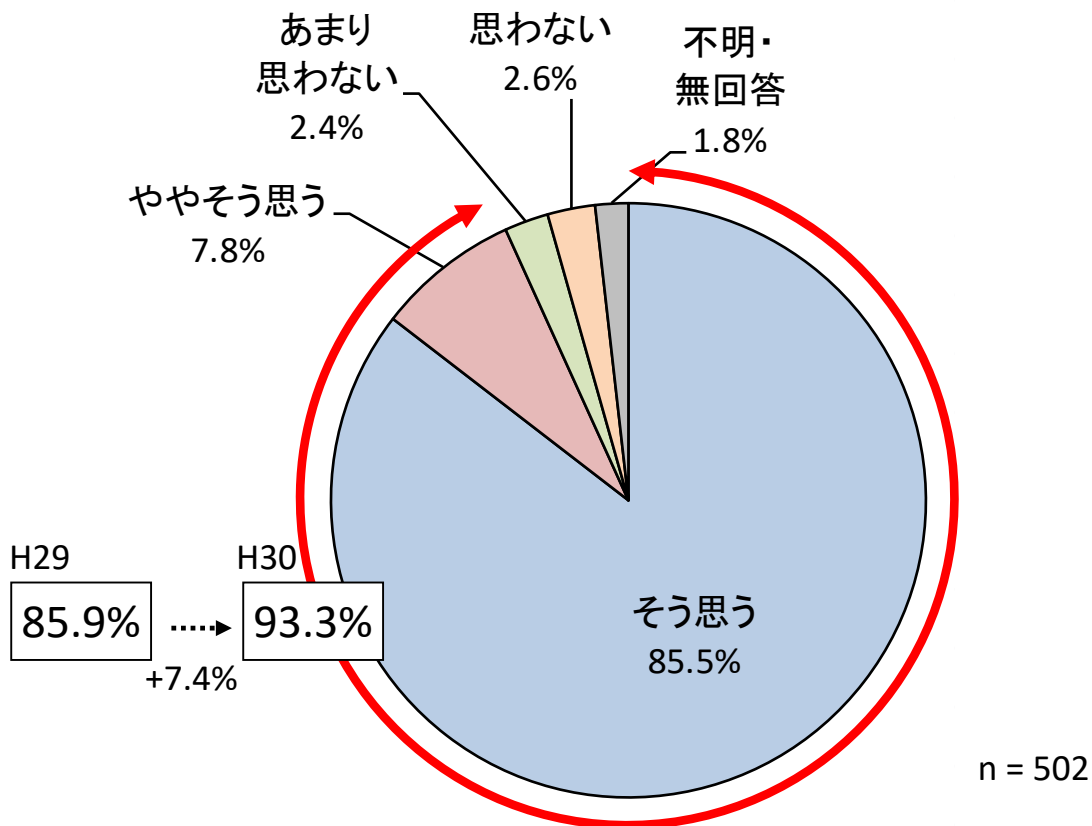
<経年変化>



- ・ 前年度に比べ、約6割が「知らなかった」と回答しており、認知状況が低い結果となっている。

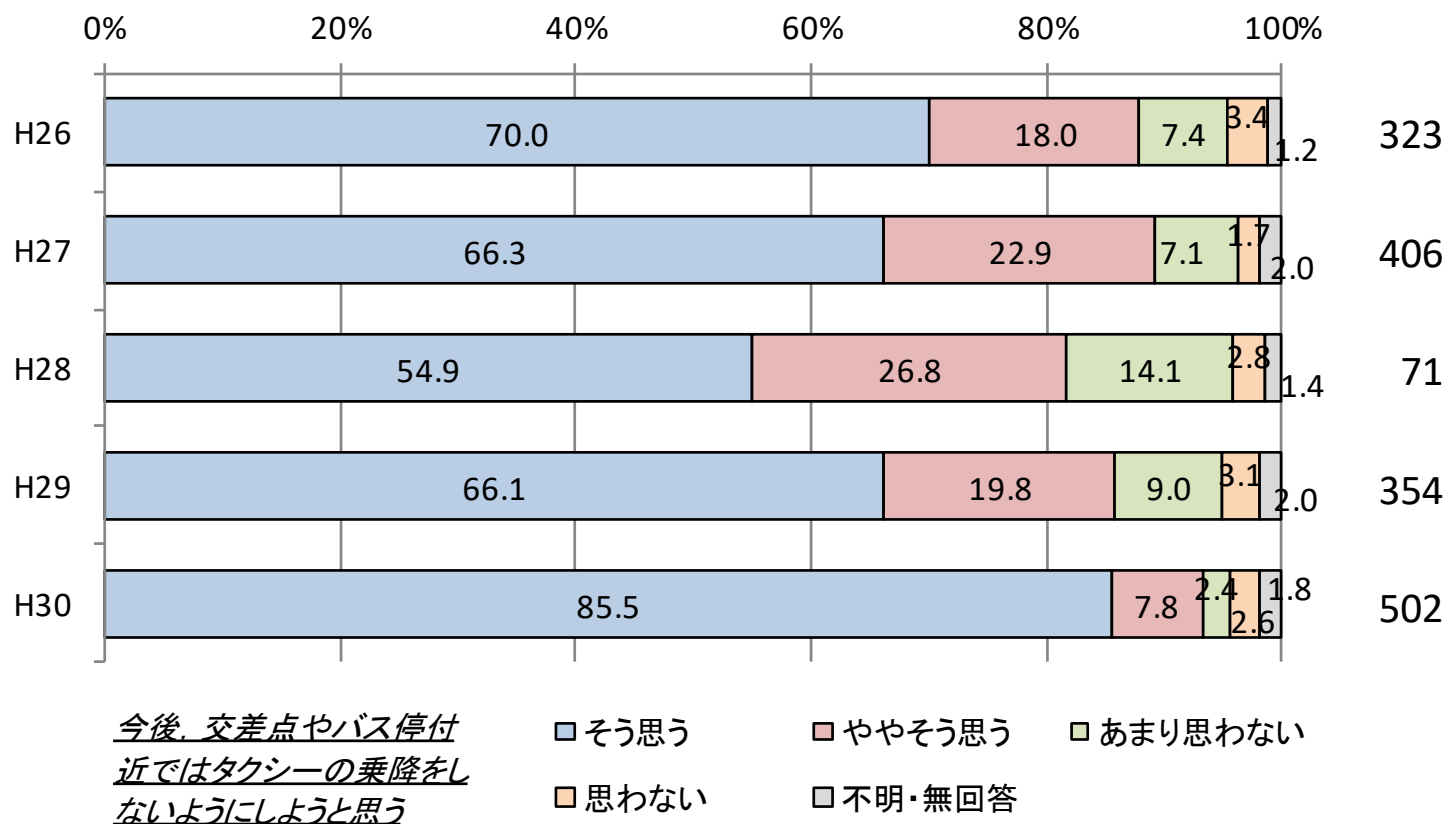
今後のタクシーの乗り降りについて

設問⑤ 今後、交差点やバス停付近ではタクシーの乗降をしないようにしようと思いますか？



- ・「そう思う」と「ややそう思う」を合わせると、9割以上が「今後、交差点やバス停付近ではタクシーの乗り降りをしないようにしよう」と考えている。

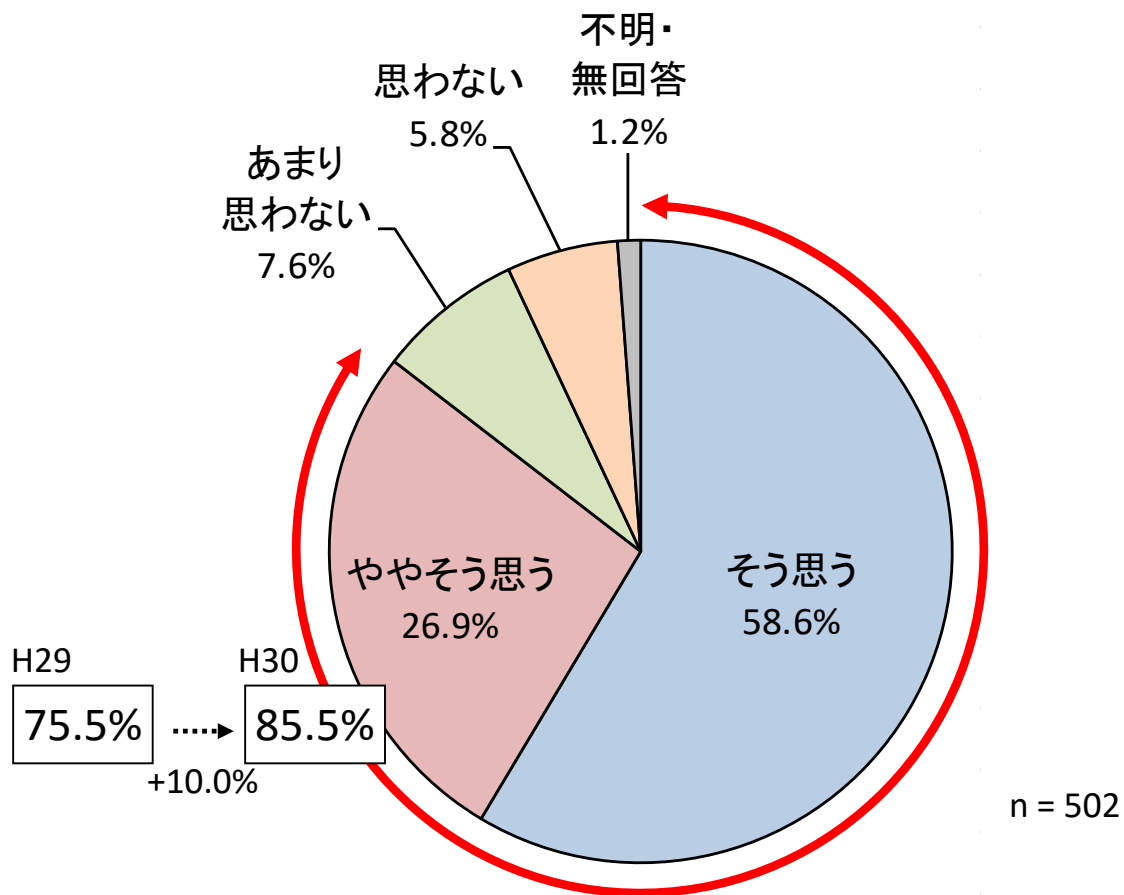
〈経年変化〉



- 前年度に比べ、「そう思う」と回答した割合が約20ポイント増加。

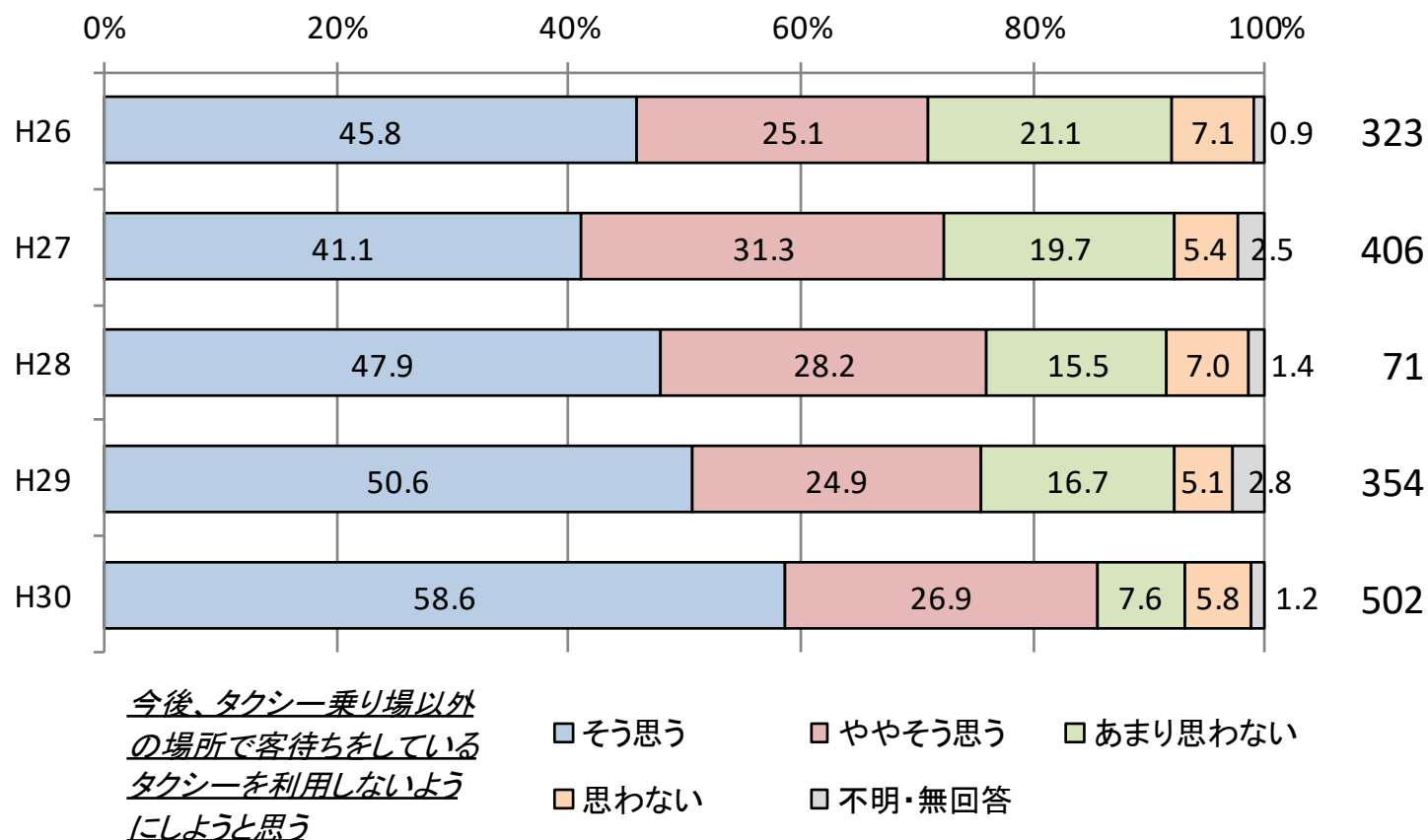
今後のタクシー利用の仕方について

設問⑥ 今後、タクシー乗り場以外の場所で客待ちをしているタクシーは利用しないようにしようと思いますか？



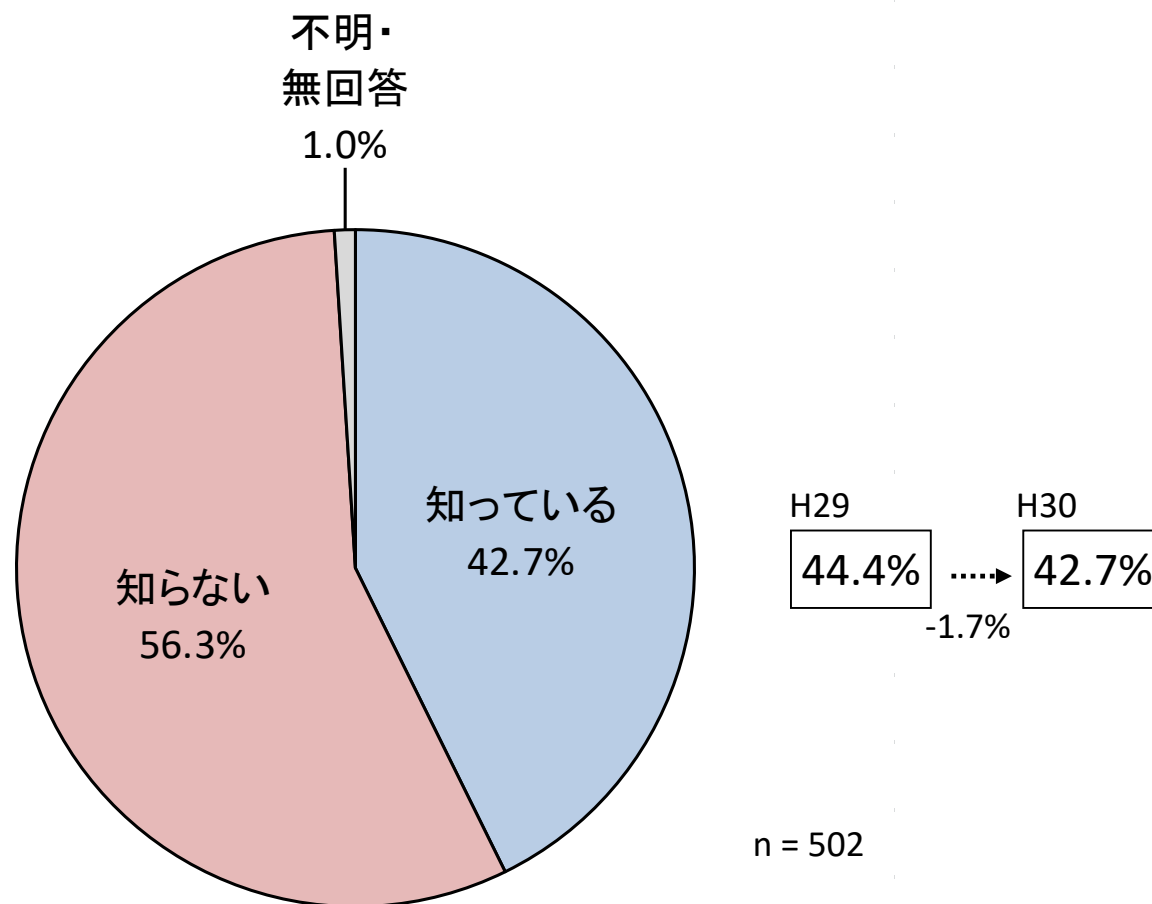
・「そう思う」と「ややそう思う」を合わせると、約9割が乗降マナーを守ろうとしている。

〈経年変化〉



- 前年度に比べ、「そう思う」と回答した割合が増加傾向。

最後に 京都市では「人が主役の魅力あるまちづく」を推進するため、「歩くまち・京都」憲章を定めています。
ご存知ですか？



- 「歩くまち・京都」憲章を知ってる回答者は、約4割。